

## 第 6 回 日 光 地 区 合 併 協 議 会

日 時 平成 1 6 年 2 月 1 2 日(木) 午後 2 時  
場 所 藤原町総合文化会館

## 第 6 回日光地区合併協議会次第

日 時：平成 16 年 2 月 12 日（木）午後 2 時～

場 所：藤原町総合文化会館会議室

### 1 開 会

### 2 あいさつ

### 3 議 事

#### (1) 報告事項

報告第 1 0 号 日光地区合併協議会財務規程の一部改正について

報告第 1 1 号 新市建設計画策定小委員会報告について

#### (2) 協議事項

協議第 1 6 号 新市建設計画骨子の修正について

協議第 2 1 号【協定項目 1 3】事務組織及び機構の取扱いについて

協議第 2 2 号【協定項目 1 9】慣行の取扱いについて

### 4 そ の 他

#### (1) 新市の名称の応募状況について

### 5 閉 会

報告第10号

日光地区合併協議会財務規程の一部改正について

日光地区合併協議会財務規程の一部改正について、別紙のとおり報告する。

平成16年2月12日

日光地区合併協議会会長 齋藤 文 夫

## 日光地区合併協議会財務規程の一部を改正する規程

日光地区合併協議会財務規程の一部を次のように改正する。

別表第1（第4条関係）中

「

3 諸収入	1 預金利子
-------	--------

を

」

「

3 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 預金利子
	2 雑入

に改める。

」

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

日光地区合併協議会財務規程の一部を改正する規程 新旧対照表

改正後		改正前	
別表第1（第4条関係）		別表第1（第4条関係）	
項	目	項	目
1 分担金及び負担金	1 負担金	1 分担金及び負担金	1 負担金
2 県支出金	1 県補助金	2 県支出金	1 県補助金
<u>3 繰越金</u>	<u>1 繰越金</u>	<u>3 諸収入</u>	<u>1 預金利子</u>
<u>4 諸収入</u>	<u>1 預金利子</u>		
	<u>2 雑入</u>		

協議第16号

新市建設計画骨子の修正について

新市建設計画骨子の修正については、別冊のとおり提案する。

平成16年2月12日

日光地区合併協議会会長 斎藤 文 夫

報告第 1 1 号

新市建設計画策定小委員会報告について

小委員会設置規程第 7 条の規定により、会議の経過について、別紙のとおり報告する。

平成 1 6 年 2 月 1 2 日

日光地区合併協議会

新市建設計画策定小委員会委員長 野 澤 伸 夫

## 新市建設計画策定小委員会協議経過について

### 1 小委員会の開催状況

会議名	日程	出席委員数	場所
第3回小委員会	平成15年12月2日	14名	今市市旧消防庁舎
第4回小委員会	平成16年2月3日	17名	今市市旧消防庁舎

### 2 協議経過

事務局から提案のあった「第4章 まちづくりの基本方針の一部」、「第5章 まちづくりの基本施策の一部」及び「新市建設計画骨子の修正について」協議を行い、第4章及び第5章は引き続き協議を行うこととし、「新市建設計画骨子の修正について」は、別冊のとおり第6回協議会に報告・提案することとした。



協議第 2 1 号

【協定項目 1 3】事務組織及び機構の取扱いについて

事務組織及び機構の取扱いについては、別紙のとおり提案する。

平成 1 6 年 2 月 1 2 日

日光地区合併協議会会長 齋藤 文 夫

日光地区合併協議会の調整内容

協議事項	13 事務組織及び機構の取扱い	関係項目	
調整の内容	<p>1 本庁を現今市市役所とし、現在の足尾町役場、藤原町役場、栗山村役場及び日光市役所は、当該地域に関する事務を掌る新市の総合支所として位置づける。</p> <p>2 新市の組織及び機構は、合併時において住民サービスが低下しないよう十分配慮し、次の方針に基づき整備するものとする。</p> <p>(1) 各種行政課題に迅速かつ的確に対応できること。</p> <p>(2) 住民の声を適正に反映できること。</p> <p>(3) 住民にとってわかりやすく、利用しやすいこと。</p> <p>3 合併時における組織については、今市市を参考に部制を布くこととする。</p>		

現況(今市市)

市長	助役	<p>総務部(総務課、政策課、財政課、税務課、秘書広報課、工事検査課)</p> <p>温泉保養センター</p> <p>市民福祉部(市民生活課、厚生福祉課、人権福祉課、健康課(保健福祉センター)、市民課)</p> <p>(福祉事務所) 保育園(4)、児童館(3)、つばさ園 市民サービスセンター、支所(4)、出張所、</p> <p>経済環境部(商工観光課、農林課、環境課)</p> <p>建設部(都市整備課、道路河川課、区画整理課、下水道課)</p>
	収入役	会計課
	水道事業管理者	水道部(水道課)
	教育委員会	<p>教育長 生涯学習部(教育総務課、社会文化スポーツ課、生涯学習センター、図書館、歴史民俗資料館)</p> <p>小学校(13)、中学校(6) 公民館、文化会館、勤労青少年ホーム</p>
市議会	事務局	<p>議事課</p> <p>総務課</p> <p>選挙管理委員会 事務局</p> <p>予防課</p> <p>監査委員 事務局</p> <p>消防署、大沢分署</p> <p>農業委員会 事務局</p>
土地開発公社	事務局	<p>固定資産評価審査委員会 事務局</p>

8部等36課等20室等81係等

現況 (足尾町)

町長	助役	総務課 (東京学生寮)
		企画課
		税務課
		住民環境課
		保健福祉課 (保健高齢者福祉センター、保育所、児童館)
		建設課
		産業観光課
		国民宿舎かじか荘
		銅山観光管理事務所
		クリーンセンター
		出納室
教育委員会	教育長	事務局 (小学校(2)、中学校、幼稚園、学校給食センター、公民館、町民センター)
議会		事務局
選挙管理委員会		事務局
監査委員		事務局
農業委員会		事務局
固定資産評価審査委員会		事務局

13課等25係等

現況 (藤原町)

町長	助役	総務課 (三依支所、総合文化会館)
		企画財政課
		税務課
		住民課 (保育所(6)、児童館(2))
		健康福祉課 (保健センター)
		生活課 (クリーンセンター)
		観光課
		農林課
		建設課 (下水道事務所)
	収入役	出納室
町長	水道課	
教育委員会	教育長	事務局 (小学校(4)、中学校(3)、生涯学習センター、三依地区公民館)
消防本部	消防長	総務課
		予防課
		警防課
		消防署、川治分遣所、湯西川分遣所
町議会	事務局	選挙管理委員会 事務局
監査委員	事務局	農業委員会 事務局
		固定資産評価審査委員会 事務局

20課等46係等

現況 (栗山村)

村長	助役	総務課 (バス総合管理事務所、湯西川出張所)	
		税務課	
		経済課	
		観光商工課	
		保健衛生課 (保健センター、国民健康保険診療所、湯西川診療所)	
		住民福祉課 (保育所(3)、介護保険サービス事業所)	
		建設課	
		ダム地域振興事務所 (計画課、事業課、下水道事務所)	
		収入役	出納室
		議会	事務局
教育委員会	教育長	事務局 (小学校(4)、中学校(3)、公民館)	
選挙管理委員会	事務局		
監査委員	事務局		
農業委員会	事務局		
固定資産評価審査委員会	事務局		

8課等39係等

現況 (日光市)

市長	助役	総務課	
		企画課	
		財政課	
		税務課	
		福祉保健課	(福祉保健センター、在宅介護支援センター、小来川診療所、保育園(4))
		市民生活課	(小来川支所、出張所(2)、働く婦人の家、消費生活センター、クリーンセンター)
		農林課	
		観光商工課	(日光郷土センター)
		施設管理課	(小倉山森林公園管理センター、交流促進センター、栃木県立日光霧降アイスアリーナ、日光霧降スケートセンター、霧降高原リフト事業所、総合会館)
		建設課	
		都市整備課	
	収入役	会計課	
市長	水道課		
教育委員会	教育長	学校教育課	(学校給食共同調理場、小学校(7)、中学校(4))
		社会教育課	(中央公民館、美術館、図書館、体育館(2))
市議会	事務局	選挙管理委員会	事務局
監査委員	事務局	農業委員会	事務局
小来川財産区	事務局	固定資産評価審査委員会	事務局
土地開発公社	事務局		

15課等69係等

事務分掌 (今市市)

市長	助役	総務部(人事及び給与に関する事、市行政の政策及び総合調整に関する事、予算その他財政に関する事、財産に関する事、市税及び国民健康保険税に関する事、秘書及び儀式褒章に関する事、広報及び広聴に関する事、建設工事等の検査に関する事)
		市民福祉部(社会福祉に関する事、保健に関する事、戸籍・住民基本台帳・国民健康保険事業及び国民年金に関する事、介護保険事業に関する事)
		経済環境部(商工業・農林水産業に関する事、観光に関する事、交通・防犯その他生活安全に関する事、環境管理及び環境衛生に関する事)
		建設部(道路・河川に関する事、都市計画及び都市開発に関する事、住宅及び建築に関する事、下水道に関する事)
	収入役	会計課(現金の出納保管に関する事、有価証券の出納保管に関する事、物品の出納保管に関する事)
水道事業管理者		水道部(水道事業に関する事)
教育委員会	教育長	生涯学習部(教育委員会の会議に関する事、学校教育に関する事、学校施設に関する事、生涯学習及び社会教育の振興に関する事、芸術文化に関する事、生涯スポーツの振興及び推進に関する事)
		教育機関(小学校、中学校、公民館、図書館、歴史民俗資料館)
		その他施設(文化会館、勤労者体育センター、運動公園)
市議会	事務局	議事課
消防本部	消防長	総務課
		予防課
		消防署、大沢分署
選挙管理委員会	事務局	
監査委員	事務局	
農業委員会	事務局	
土地開発公社	事務局	

事務分掌 (足尾町)

町長	助役	総務課(職員の人事給与に関する事、予算その他財政に関する事、財産管理及び処分に関する事、消防防災に関する事) 企画課(町の基本構想に関する事、行政施策の総合企画及び事業の調整に関する事、統計に関する事) 税務課(町税(国民健康保険税及び県民税を含む)に関する事) 住民環境課(戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録に関する事、町自家用有償バスに関する事、環境衛生及び公害に関する事) 保健福祉課(社会福祉に関する事、保健衛生に関する事、国民健康保険及び医療助成に関する事、介護保険に関する事) 建設課(町道及び橋梁に関する事、水道に関する事、町営住宅の建設及び管理に関する事) 産業観光課(農林水産業に関する事、商業に関する事、工鉱業に関する事、観光に関する事、温泉に関する事) 国民宿舎かじか荘 銅山観光管理事務所 クリーンセンター 出納室(現金の出納及び保管に関する事、有価証券の出納及び保管に関する事、物品の出納及び保管に関する事)
----	----	---

議会 事務局

教育委員会

事務局、教育長	事務局(教育委員会の会議に関する事、学校教育に関する事、学校施設に関する事、生涯学習の推進に関する事、町民のスポーツ振興に関する事) 教育機関(小学校、中学校、公民館) その他施設(町民センター、中央グラウンド、町民プール)
---------	--

選挙管理委員会 事務局

監査委員 事務局

農業委員会 事務局

固定資産評価審査委員会 事務局



事務分掌 (藤原町)

町長	助役	総務課(秘書及び渉外に関する事、人事及び給与に関する事、財産の管理に関する事、広聴及び広報に関する事) 企画財政課(町政の総合的企画・調整及び開発に関する事、財政に関する事、統計に関する事) 税務課(町税の賦課徴収に関する事) 住民課(戸籍・住民登録に関する事、保育所・児童館に関する事) 健康福祉課(健康管理に関する事、社会福祉に関する事、国民健康保険に関する事、介護保険に関する事) 生活課(環境衛生に関する事、交通・防犯に関する事) 観光課(観光事業に関する事、観光開発に関する事、商業及び工業に関する事) 農林課(農業に関する事、林業及び水産業に関する事、地籍調査に関する事) 建設課(土木・建築に関する事、都市計画に関する事、下水道に関する事)
	収入役	出納室(現金の出納及び保管に関する事、有価証券の出納及び保管に関する事、物品の出納及び保管に関する事)
町長	水道課	(水道事業に関する事)
教育委員会	教育長	事務局(教育委員会の会議に関する事、学校教育に関する事、学校施設に関する事、町民憲章の実践活動に関する事、社会教育講座の開設に関する事、町民の体育向上に関する事、文化活動の振興に関する事) 教育機関(小学校、中学校、生涯学習センター、三依地区公民館、図書館) その他施設(運動公園、町民プール)
消防本部	消防長	総務課 予防課 警防課 消防署、川治分遣所、湯西川分遣所
町議会	事務局	選挙管理委員会 事務局
監査委員	事務局	農業委員会 事務局
		固定資産評価審査委員会 事務局

事務分掌 (栗山村)

村長	助役	<p>総務課(職員の人事に関する事、予算その他財務に関する事、消防に関する事、重要な企画及び総合調整に関する事、広報・統計に関する事)</p> <p>税務課(村税(保険税を含む)の賦課徴収に関する事)</p> <p>経済課(農業・林業・畜・蚕業に関する事、産業の振興に関する事)</p> <p>観光商工課(観光事業に関する事、観光開発に関する事、商工業に関する事)</p> <p>保健衛生課(保健衛生に関する事、国民健康保険に関する事)</p> <p>住民福祉課(戸籍・住民基本台帳に関する事、社会福祉に関する事)</p> <p>建設課(道路河川に関する事、土木建築に関する事)</p> <p>ダム地域振興事務所(水資源開発の企画・調整に関する事、簡易水道事業に関する事、下水道事業に関する事)</p>
	収入役	<p>出納室(現金の出納及び保管に関する事、有価証券の出納及び保管に関する事、物品の出納及び保管に関する事)</p>

議会 事務局

教育委員会	教育長	<p>事務局(教育委員会の会議に関する事、学校教育に関する事、学校施設に関する事、社会教育講座の開設及び講習会等の開催に関する事)</p> <p>教育機関(小学校、中学校、公民館)</p> <p>その他施設(運動場)</p>
-------	-----	--

選挙管理委員会 事務局

監査委員 事務局

農業委員会 事務局

固定資産評価審査委員会 事務局

事務分掌 (日光市)

市長	助役	総務課 (秘書及び渉外に関する事、条例・規則等に関する事、人事及び給与に関する事)
		企画課 (市政の総合的企画調整に関する事、情報化に関する事、広報及び公聴に関する事)
		財政課 (予算その他財政に関する事)
		税務課 (市税の賦課徴収に関する事)
		福祉保健課 (社会福祉に関する事、保健予防に関する事)
		市民生活課 (市民の諸届出及び諸申請に関する事、国民健康保険に関する事、交通及び公害に関する事、清掃に関する事)
		農林課 (農業、林業及び水産業に関する事)
		観光商工課 (観光に関する事、観光施設の整備に関する事、商業及び工業に関する事)
		施設管理課 (所管施設に関する事)
		建設課 (土木に関する事、建築に関する事、市営住宅に関する事)
収入役	会計課 (現金の出納保管に関する事、有価証券の出納保管に関する事、物品の出納保管に関する事)	

市長 水道課 (水道事業に関する事)

教育委員会	教育長	学校教育課 (教育委員会の会議に関する事、学校教育に関する事、学校施設に関する事)
		社会教育課 (生涯学習及び社会教育の振興に関する事、芸術文化に関する事、生涯スポーツの振興及び推進に関する事)

市議会	事務局	選挙管理委員会	事務局
監査委員	事務局	農業委員会	事務局
小来川財産区	事務局	固定資産評価審査委員会	事務局

## 先進事例

あきる野市(東京都・平成7年9月1日合併)

- (1)現在の秋川市庁舎及び五日市町庁舎を有効活用した組織及び機構とする。
- (2)新市の組織については、住民サービスが低下しないよう十分配慮するものとする。
- (3)出先機関は、おおむね現行のまま存続する。
- (4)新市の組織・機構の整備については「新市における行政組織・機構の整備方針」に基づき整備する。
- (5)教育委員会等各行政委員会の取扱いは、各関係法令に基づき整備する。  
また付属機関については、原則として統合するものとし、独自に置かれている付属機関については、実態等を考慮し整備するものとする。  
なお、各委員の身分の取扱等については、2市町の長が別に協議して定めるものとする。

篠山市(兵庫県・平成11年4月1日合併)

- (1)新町の組織及び機構については、「新町行政組織・機構整備方針」に基づき整備する。
- (2)新町の組織については、住民サービスが低下しないよう十分配慮する。

さいたま市(埼玉県・平成13年5月1日合併)

- 新市の行政組織・機構は、以下の事項を基本として、合併6か月前までに調整する。なお、職員定数については現行のとおりとする。
- (1)市民が利用しやすく、わかりやすい組織・機構
  - (2)簡素で効率的な組織・機構
  - (3)新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構
  - (4)指揮命令系統が明確な組織・機構
  - (5)地方分権へ柔軟に対応できる組織・機構
  - (6)新たな行政課題を見据えた組織・機構

さぬき市(香川県・平成14年4月1日合併)

- (1)現在の津田町、大川町、志度町、寒川町及び長尾町の庁舎を有効活用した組織及び機構とする。
- (2)新市の組織・機構については、「新市における行政組織・機構の整備方針」に基づき整備する。
- (3)新市の組織については、住民サービスが低下しないよう十分配慮する。

佐野市・田沼町・葛生町合併協議会(平成17年2月28日合併予定)

- 行政機構については、新市発足後は、当面、次の2段階の措置をとり、組織機構を整備する。  
合併時における組織は、1市2町の現行組織を基礎として、統合が可能な組織及び事務を除き、現在の組織を存続させる。  
平成17年4月からは、市長部局の部、議会事務局、各行政委員会を再編整備し、3庁舎に分散させることとする、但し、市民サービスの低下を招くことのないよう、支所的機能(各種受付業務、相談業務等)を各庁舎に付加することとする。

## 事務組織及び機構等の取扱いに関する法令

地方自治法(昭和22年法律第67号)

(地方公共団体の法人格とその事務)

第2条 地方公共団体は、法人とする。

(第2項から第13項省略)

14 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

15 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

(第16項以降省略)

(執行機関の組織の原則)

第138条の3 普通地方公共団体の執行機関の組織は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、それぞれ明確な範囲の所掌事務と権限を有する執行機関によって、系統的にこれを構成しなければならない。

2 普通地方公共団体の執行機関は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、執行機関相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようにしなければならない。

(第3項省略)

(支庁・地方事務所・支所等の設置)

第155条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあっては支庁(道にあっては支庁出張所を含む。以下これに同じ。)及び地方事務所、市町村にあっては支所又は出張所を設けることができる。

2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。

(第3項省略)

(内部組織の設置)

第158条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができる。この場合において、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定めるものとする。

2 普通地方公共団体の長は、前項の内部組織の編成に当たつては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮しなければならない。

(第3項省略)

協議第 2 2 号

【協定項目 1 9】慣行の取扱いについて

慣行の取扱いについては、別紙のとおり提案する。

平成 1 6 年 2 月 1 2 日

日光地区合併協議会会長 斎藤 文 夫

日光地区合併協議会の調整内容

協議事項	19 慣行の取扱い	関係項目	
調整の内容	1 市町村章、市町村民憲章、市町村の花・木等、市町村の歌については、新市において新たに定めるものとする。 2 各種宣言については、従来の宣言を見直し、必要なものを新市において新たに定めるものとする。 3 市町村政功労等表彰制度については、新市発足後において新たな制度を創設するものとする。 4 名誉市民については、新市において新たな制度を創設し、現在の名誉市町村民は継続して新市の名誉市民とする。		

現 況					具体的な調整方針
今市市	足尾町	藤原町	栗山村	日光市	
<p><b>【市章】</b> 昭和25年10月1日制定</p> <p><b>【市民憲章】</b> 昭和63年6月17日制定</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. きまりを守り、安全で平和なまちをつくります。</li> <li>1. スポーツに親しみ、心身ともに健康なまちをつくります。</li> <li>1. たがいに助け合い、思いやりあふれるまちをつくります。</li> <li>1. 教養を高め、文化と産業の栄えるまちをつくります。</li> <li>1. 自然を愛し、緑豊かな美しいまちをつくります。</li> </ol>	<p><b>【町章】</b> 昭和42年10月19日制定</p> <p><b>【町民憲章】</b> 平成元年11月3日制定</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 一人ひとりの生き方を認めあい、住みよいまちをつくります。</li> <li>1. みんなで知恵を出しあい、活力のあるまちをつくります。</li> <li>1. 学びあい高めあい、文化やスポーツの盛んなまちをつくります。</li> <li>1. もてる力を寄せあい、思いやりにつつまれたまちをつくります。</li> <li>1. 広く世界の人々とふれあい、心の通いあうまちをつくります。</li> </ol>	<p><b>【町章】</b> 昭和49年6月15日制定</p> <p><b>【町民憲章】</b> 昭和49年6月15日制定</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 自然を愛し、美しく明るい町をつくります。</li> <li>1. きまりを守り、よい風習を育て、住みよい町をつくります。</li> <li>1. 教養を深め、かおり高い文化の町をつくります。</li> <li>1. 健康で働き、つねに進歩する豊かな町をつくります。</li> <li>1. 旅行者をあたたかく迎え愛される観光の町をつくります。</li> </ol>	<p><b>【村章】</b> 昭和34年4月1日制定</p> <p><b>【村民憲章】</b> 昭和51年10月1日制定</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. わたくしたち、栗山村民は、人情豊かな心を育てましよう。</li> <li>1. わたくしたち、栗山村民は、清く美しい自然環境を守りましよう。</li> <li>1. わたくしたち、栗山村民は、生産性の向上につとめましよう。</li> <li>1. わたくしたち、栗山村民は、伝統と文化財の愛護につとめましよう。</li> <li>1. わたくしたち、栗山村民は、来村者を温かい心で迎えましよう。</li> </ol>	<p><b>【市章】</b> 昭和29年2月11日制定</p> <p><b>【市民憲章】</b> 昭和34年4月15日制定</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. わたくしたち日光市民は、よい風習をそだてましよう。</li> <li>1. わたくしたち日光市民は、美しい環境をつくりましよう。</li> <li>1. わたくしたち日光市民は、生産の向上をはかりましよう。</li> <li>1. わたくしたち日光市民は、文化財の愛護に努めましよう。</li> <li>1. わたくしたち日光市民は、旅行者を温かく迎えましよう。</li> </ol>	<p>合併後新たに制定する。</p> <p>合併後新たに制定する。</p>

現 況					具体的な調整方針
今市市	足尾町	藤原町	栗山村	日光市	
<p><b>【市の花、木等】</b> 昭和59年6月13日制定 市の木 すぎ 市の花 かたくり 市の鳥 かわせみ</p> <p><b>【市の歌】</b> 昭和50年1月制定 今市市民の歌</p> <p><b>【宣言】</b> 文化推進都市宣言 昭和52年12月23日 非核平和都市宣言 平成元年9月19日 ゆとり創造都市宣言 平成3年3月22日 今市市男女共同参画都市宣言 平成15年2月9日</p>	<p><b>【町の花、木等】</b> 昭和57年11月1日制定 町の木 シラカンバ 町の花 コウシンソウ</p> <p><b>【宣言】</b> 非核平和の町宣言 平成7年8月15日 ゆとり宣言 平成2年12月14日 コメ輸入自由化反対都市宣言 平成4年12月11日 シートベルト着用推進の町宣言 平成7年6月16日 お年寄りに優しい町づくり交通安全宣言 平成9年9月19日</p>	<p><b>【町の花、木等】</b> 昭和54年5月10日制定 町の木 モミジ 町の花 フジ 町の鳥 ウグイス</p> <p><b>【町の歌】</b> 昭和49年6月15日制定 藤原町町民の歌</p> <p><b>【宣言】</b> 非核平和都市宣言 昭和60年6月20日 暴力追放宣言 昭和63年10月16日 ゆとり宣言 平成2年12月18日 シートベルト着用推進の町宣言 平成6年9月20日 暴力団・銃器追放宣言 平成7年3月17日 無謀運転追放宣言 平成8年9月18日 青色申告会・振替納税推進の町宣言 平成10年3月16日 環境都市宣言 平成11年9月17日</p>	<p><b>【村の花、木等】</b> 昭和51年10月1日制定 村の木 イチイ(一位) 村の花 シャクナゲ(石楠花) 村の鳥 コマドリ(駒鳥) 村の獣 テン 村の魚 イワナ(岩魚)</p> <p><b>【村の歌】</b> 平成2年4月25日制定 栗山村民の歌</p> <p><b>【宣言】</b> 非核平和宣言 平成11年6月1日</p>	<p><b>【市の花、木等】</b> 昭和59年4月1日制定 市の木 いちい 市の花 日光キスゲ 平成6年7月14日制定 市の鳥 キビタキ</p> <p><b>【市の歌】</b> 昭和44年10月1日制定 日光市の歌</p> <p><b>【宣言】</b> 非核平和都市宣言 昭和61年3月10日 環境美化都市宣言 平成11年12月24日</p>	<p>合併後新たに制定する。</p> <p>合併後新たに制定する。</p> <p>合併後従来 of 宣言を見直し、必要なものを新たに定めるものとする。</p>



現 況					具体的な調整方針
今市市	足尾町	藤原町	栗山村	日光市	
<p><b>【市政功労等表彰】</b> 今市市表彰条例に基づき、毎年11月1日に表彰式挙行</p> <p><b>【名誉市民の推挙】</b> これまでに議会の同意を得て、推挙された名誉市民 2名</p>	<p><b>【町政功労等表彰】</b> 足尾町表彰条例に基づき、毎年11月3日に表彰式挙行</p>	<p><b>【町政功労等表彰】</b> 藤原町表彰条例に基づき、毎年5月5日に表彰式挙行</p> <p><b>【名誉町民の推挙】</b> これまでに議会の同意を得て、推挙された名誉町民 該当者なし</p>	<p><b>【村政功労等表彰】</b> 栗山村表彰条例に基づき、毎年11月3日に表彰式挙行</p> <p><b>【名誉村民の推挙】</b> これまでに議会の同意を得て、推挙された名誉村民 3名</p>	<p><b>【市政功労等表彰】</b> 日光市表彰条例に基づき、毎年2月11日に表彰式挙行</p> <p><b>【名誉市民の推挙】</b> これまでに議会の同意を得て、推挙された名誉市民 7名</p>	<p>合併後、表彰の種類、内容を再編する。</p> <p>今市市の例により、合併後再編する。</p>

## 先進事例

篠山市(兵庫県・平成11年4月1日合併)

- (1)町章、町民憲章、町木、町花及び町歌については、新町において新たに定めるものとする。
- (2)宣言及び表彰については、新町において調整するものとする。
- (3)各町類似の事業等については、原則として新町において調整するものとする。
- (4)各町独自の事業等については、原則として現行のとおりとする。

西東京市(東京都・平成13年1月21日合併)

- (1)市章は、新市において調整する。
- (2)市の木、花、鳥は新市において調整する。
- (3)市民憲章、高齢者憲章、都市宣言については、新市において調整する。

さいたま市(埼玉県・平成13年5月1日合併)

- (1)市章・市の木・市の花等の象徴的事項については、新市において検討するものとする。  
ただし、市のおどりについては現行のとおりとする。
- (2)市民憲章及び各都市宣言については、新市において検討する。
- (3)都市間交流については、新市において継続する。
- (4)名誉市民、市民栄誉賞、文化賞及び市政功労賞については新市において継続する。

潮来市(茨城県・平成13年4月1日合併)

- (1)市章は、当面、潮来町の町章を用いるものとし、合併後に検討機関を設け、新たに市章を制定することとした。
- (2)市の花、木、鳥については、当面、潮来町の花・木・鳥を用いるものとし、合併後に検討機関を設け、新たに市の花・木・鳥を制定することとした。
- (3)市民憲章については、当面、潮来町の町民憲章を用いるものとし、合併後に検討機関を設け、新たに市民憲章を制定することとした。

あきる野市(東京都・平成7年9月1日合併)

市の花、木、鳥、歌については、新市において新たに定めるものとされ、合併後公募によって決定された。

新潟市(新潟県・平成13年1月1日合併)

- (1)市の花、木、鳥、歌については、新潟市の制度に統一。ただし、黒埼町の町民歌については黒埼地区の愛唱歌として、黒埼町の木については黒埼地区の推奨の木として、それぞれ伝承していくこととした。
- (2)市民憲章については、新潟市の制度に統一。ただし、黒埼町民憲章は黒埼地区の憲章として承継していくこととした。
- (3)行事等については、成人式は新潟市の制度に統一。ただし、黒埼地区の出初め式は別途実施することとした。

佐野市・田沼町・葛生町合併協議会(平成17年2月28日合併予定)

市章、市の花・木・鳥、市旗、市歌については、合併後、新たに公募等により、制定する。各種宣言等については、合併後、従来の宣言を見直し、必要なものを新たに宣言する。市民憲章については、合併後、新たに制定する。

黒磯市・西那須野町・塩原町合併協議会(平成17年1月1日合併予定)

- 1 市章は、合併前に公募し、選定する。
- 2 市民・教育憲章、各種宣言については、新市において定めるものとする。
- 3 市の歌、花、木、鳥、魚、色については、新市において定めるものとする。
- 4 名誉市民については、新市において新たな制度を創設するものとする。現在の名誉市町民は、継続して新市の名誉市民とする。
- 5 表彰制度については、新市において新たな制度を創設するものとする。

大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会(平成17年1月1日合併目標)

- 1 市章、市民憲章、市旗、市の花・木・鳥等については、新市において定めるものとする。市歌については、新市において検討する。
- 2 各種宣言については、新市において従来の宣言を見直し、必要なものを新たに定めるものとする。
- 3 表彰制度については、新市発足後において新たな制度を創設するものとする。なお、名誉町民、自治功労者、町民栄誉賞等の被表彰者については、新市に引き継ぐものとする。
- 4 行事については、新市において検討する。

今市市・足尾町・藤原町・栗山村・日光市

# 新市建設計画

素案骨子

## 目 次

序 計画策定に当たって	1
第1章 市町村合併の必要性と効果	2
第2章 2市2町1村の概況	7
第3章 主要指標の見通し	24
第4章 まちづくりの基本方針	28
第5章 まちづくりの基本施策	31
第6章 重点プロジェクト	32
第7章 新市における県事業の推進	33
第8章 公共施設の統合整備	34
第9章 財政計画	35

# 序 計画策定に当たって

## 1 計画の趣旨

本計画は、今市市、足尾町、藤原町、栗山村及び日光市の合併後の新市のマスタープランとして、また、市町村の合併の特例に関する法律第5条に規定される市町村建設計画として位置付けられるもので、新市のまちづくりを進めていくための基本方針を定め、これに基づく基本施策や重点プロジェクトの推進を図ることにより、2市2町1村の速やかな一体化を促進するとともに、地域の均衡ある発展と住民福祉の向上をめざすものです。

なお、新市のまちづくりの詳細かつ具体的な内容については、本計画に基づき新市において作成する基本構想や基本計画、実施計画に委ねるものとします。

## 2 計画の構成

本計画は、新市のまちづくりを進めていくための基本方針、これを実現するための基本施策、重点プロジェクト、公共施設の統合整備及び財政計画を中心として構成します。

## 3 計画の期間

本計画の期間は、主要な施策の推進に要する財源や、市町村の合併の特例に関する法律などに規定される特例措置が適用される期間などを勘案し、合併年度とこれに続く10年間とします。

## 4 その他

公共施設の整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分に配慮するとともに、地域のバランスや財政事情を考慮しながら逐次整備していくものとします。

財政計画については、地方交付税、国・県補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることなく、健全な財政運営が行われるよう留意するものとします。

# 第1章 市町村合併の必要性和効果

## 1 市町村合併の背景と必要性

今市市、足尾町、藤原町、栗山村、日光市の2市2町1村は、豊かな自然環境と貴重な歴史的・文化的遺産、随所に湧出する豊富な温泉など、恵まれた観光資源を基盤として、活力ある地域社会を築きあげてきました。

また、相互の連携強化と機能分担による圏域の一体的な振興を図るため、日光地区広域行政事務組合を設置して、医療・福祉や生活環境に関する事務の共同処理を進めてきました。

しかしながら、近年の社会経済情勢の変化の下で、地方分権の推進、少子高齢化への対応、財政状況の悪化など、共通の課題を抱えており、行財政の効率化、行政能力の向上への早急な対応が求められています。

2市2町1村の合併は、これらの現状や課題に対する有効な対応策として考えられます。

### (1) 地方分権への対応

いわゆる「地方分権一括法」が平成12年4月から施行され、機関委任事務が廃止されるとともに、国や県から市町村に様々な権限が移譲されるなど、地方分権改革が進められています。

地方分権とは、国と地方公共団体の役割分担を明確にし、対等・協力を基本とする国と地方の新しい関係の下で、地方公共団体が自らの創意工夫と責任で政策を決定し、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現しようとするものです。

この地方分権を実効あるものとするためには、それに相応しい行政組織や財政基盤を確立する必要があります。

### (2) 生活圏の拡大や広域行政への対応

今後、ますます多様化、高度化する行政需要に適切に対応し、住民福祉の一層の向上を図るためには、生活圏の拡大に対応した広域的な観点からの施策の展開や、重点的な投資による基盤整備の推進などが必要になっています。

この地域においては、これまで、2市2町1村が日光地区広域行政事務組合を設置して事務の共同処理を進めてきましたが、組合方式の処理には意思決定に当たって柔軟性に欠けるなどの限界もあります。

このため、保健・医療・福祉をはじめ、生活環境、教育・文化など、住民生活を取り巻く様々な分野において、これまで以上に一体的な行政を推進する必要があります。

### (3) 少子高齢社会への対応

全国的な少子高齢化の流れは、2市2町1村においても例外ではなく、産業の停滞などを要因とする人口流出（過疎化）とあいまって、急速に少子高齢化が進んでおり、今後は、総人口も減少傾向に転じるものと予測されています。このような少子高齢化の進行は、労働力人口の減少による経済成長率の低下や、年金・医療・福祉などの社会保障の分野における現役世代の負担の増加、コミュニティ機能の低下など、社会全体に深刻な影響を及ぼすものと懸念されています。このため、少子高齢化の進行に対応した保健・医療・福祉サービスの充実などが必要となっているほか、特に、この地域においては、コミュニティの活性化と若者の定住対策の一層の推進も重要な課題となっています。

### (4) 厳しい財政状況への対応

長引く景気の低迷による税収の落ち込みや、公債費の増加などにより、国、地方ともに、厳しい財政運営を強いられています。2市2町1村においても、財源の多くを国や県に依存し、また、歳出に占める経常的経費の割合も高くなる（いわゆる財政構造の硬直化）など、大変厳しい財政状況にあります。

一方、国は地方分権改革の一環として、地方交付税や国庫補助負担金のあり方について見直しを進めており、地方公共団体は、安定した財源の確保と効率的な行財政運営による財政基盤の強化が急務となっています。

表1 2市2町1村の財政状況

市町村名	財政力指数* <sub>1</sub>	経常収支比率* <sub>2</sub>	公債費比率* <sub>3</sub>
今市市	0.734	85.7%	16.0%
足尾町	0.222	86.1%	15.0%
藤原町	0.797	87.2%	10.8%
栗山村	0.387	94.9%	13.9%
日光市	0.594	96.4%	17.6%

（平成14年度決算）



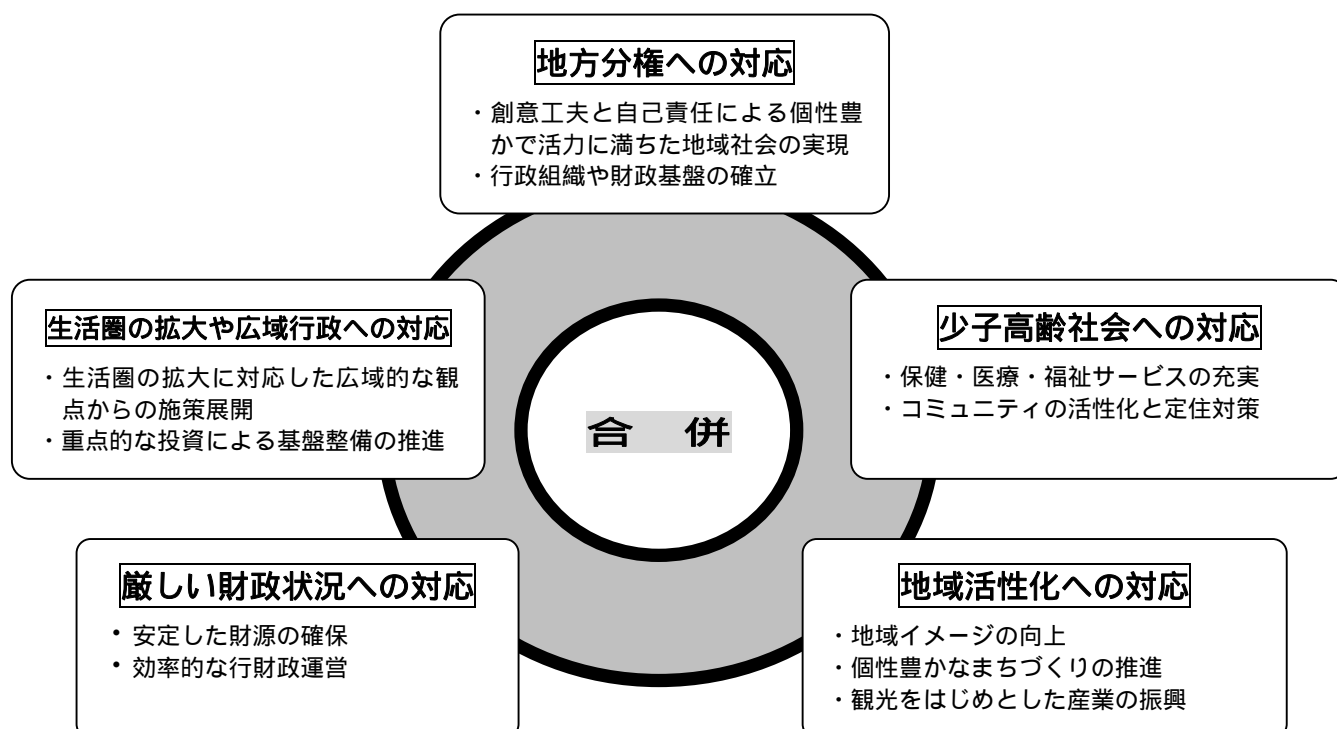
- \* 1 財政力指数：地方公共団体の財政力を示す指数であり、数値が高いほど財政に余裕があることを示すものである。
- \* 2 経常収支比率：人件費、扶助費などの義務的経費に、地方税や地方交付税などの経常的な一般財源収入がどれだけ充当されているかをあらわすものであり、数値が高いほど財政構造が硬直し、弾力性が失われていることを示すものである。
- \* 3 公債費比率：地方公共団体が発行した地方債などの借入金の返済額（公債費）の一般財源に占める割合をいい、この値が低いほど、財政構造が健全であることを示すものである。

## (5) 地域活性化への対応

2市2町1村、とりわけ人口が少ない足尾町や栗山村においては、出生数の減少とともに、人口の流出が進み、地域の活力低下が懸念されています。また、この地域の主要産業の一つである観光業については、近年、観光ニーズの変化に伴い、観光入り込み客数が減少し、地域経済に停滞感が漂っています。

このため、2市2町1村の合併を通して地域イメージの向上に努めるとともに、地域の特性や資源を活かした個性豊かなまちづくりの推進や、観光をはじめとした産業の振興を図る必要があります。

図1 合併の背景と必要性



## 2 合併の効果

市町村の合併については、合併後の新市の中心部と周辺部で地域格差が生じるのではないかと、伝統的な歴史や文化への愛着や地域の連帯感が薄れるのではないかと、住民の意見が施策に反映されにくくなるのではないかと、などの様々な懸念が考えられます。とりわけ、今市市、足尾町、藤原町、栗山村、日光市の2市2町1村が合併した場合には、行政面積も1,449.87km<sup>2</sup>と極めて広大になることから、地域住民が大きな不安を抱くことは、ある意味、当然のことかもしれません。

2市2町1村の合併協議に当たっては、それらの懸念にも十分配慮して対応策を検討することによって、次のような合併の効果を生み出せるものと考えています。

### (1) 住民の利便性の向上

例えば証明書等の交付を受ける場合、合併後は、利用可能な窓口が増加し、仕事や買い物などに併せて窓口サービスを受けることが可能になります。

これまで、他市町村の保育所や老人福祉施設などを利用する場合には、一定の条件が課せられていましたが、合併後は、保健福祉施設や文化施設、スポーツ施設、公民館などを同じ条件で利用できるようになります。

将来的には、小学校や中学校の再編成を含めた通学区域の見直しにより、生活実態に対応した学校区を設定することも可能になります。

### (2) 行政サービスの向上

小規模の市町村では、様々な事務を一人で処理しなければならないことも少なくありませんが、規模が大きくなることにより、これまで十分確保できなかった保健師や土木技師などの専門職を採用・増員できるようになり、専門的かつ高度な行政サービスの提供が可能になります。また、都市計画や文化行政などの専任組織も設置できるようになり、多様で個性豊かな行政施策の展開が可能となります。

職員間の切磋琢磨により個々の能力が向上し、行政サービスの質を向上させることが可能となります。

### (3) 広域的な観点に立ったまちづくりと重点的な投資による基盤整備の推進

合併による一体的な行政運営により、隣接する市町村間で整備状況が異なっていた道路が改善されたり、広域的な観光ルートやイベントのPRなどにより観光振興が図られるほか、土地利用や若者の定住対策、環境保全対策など様々な場面で、広域的な観点に立った効果的なまちづくりの推進が可能になります。

これまでのまちづくりでは、市町村が各種の公共施設をそれぞれに整備してきたため、近隣地域に類似施設が重複して整備されていましたが、今後は、地域の均衡ある発展や機能分担を図りながら、よりグレードの高い公共施設の効率的な配置が可能になります。

#### (4) 行財政の効率化

重複する内部管理部門（住民向けの行政サービスを直接行わない人事、財政、企画などの部門）をスリム化することによって、多様化する住民ニーズに対応できるよう行政組織を再編し、人材の適正配置を進めることが可能となります。

市長をはじめとする特別職の公務員は約5分の1に、議員総数も現行の84人から30人以内（地方自治法に基づく定数）に減少するほか、行政組織の再編により一般職の公務員も段階的に削減され、人件費の節減が可能となります。

今後、2市2町1村の財政運営はさらに厳しくなるものと予想されますが、行財政基盤が強化されることにより、国民健康保険や介護保険の安定的な運営が図られるなど、弾力的な財政運営や資金運用が可能となります。

また、合併に伴う財政支援策として、合併後15年間は地方交付税の優遇措置を受けられるほか、新市のまちづくりのための建設事業などに充てる合併特例債の発行が認められます。また、合併に伴い必要な事業の実施に対しては、国と県からの助成も受けられます。

#### (5) 地域のイメージアップ

新市の誕生により一体的かつ効果的なイメージアップを図ることができ、魅力ある企業の進出や産業の創出による若者の定着、重要プロジェクトの誘致などが期待できます。

歴史的・文化的遺産や温泉などの観光資源を有機的、効率的に結合させ、全国に向けた情報発信力を強化することが可能となり、当地域の観光イメージの向上が期待できます。

## 第2章 2市2町1村の概況

### 1 2市2町1村の現況

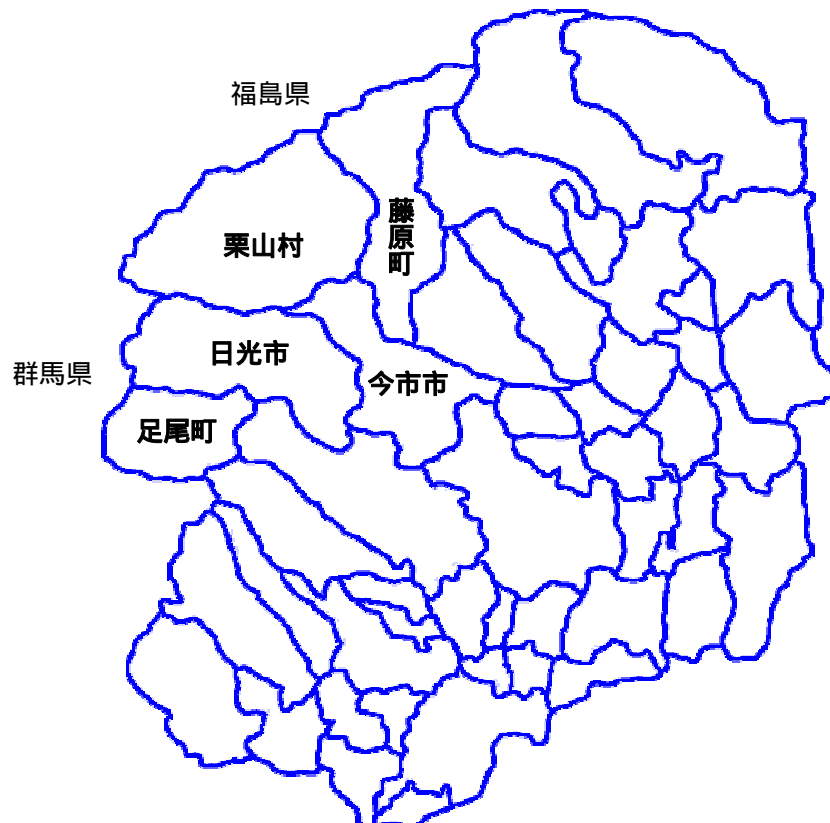
#### (1) 自然条件

今市市、足尾町、藤原町、栗山村、日光市の2市2町1村の区域は、栃木県の北西部に位置し、北は福島県、西は群馬県に接しています。日光火山群と鬼怒川上流域、大谷川流域等に広がる区域の総面積は1,449.87km<sup>2</sup>で、県土の約4分の1を占めております。日光国立公園地域を中心とする山間部の多くは、水源かん養や自然環境の保全等の機能を担う振興山村に指定されているほか、一部地域は水源地域にも指定されています。

また、地形的には、標高300m程度の平坦地域（市街地）から2,000mを超す山岳地域まで大きな起伏があり、四季を通じて変化に富んだ観光・スポーツ・レクリエーションを可能にしており、国内外から多くの観光客が訪れています。

気候は、内陸性気候に属し、年平均気温は市街地で12程度、山間部では7程度であり、夏季は比較的涼しく、冬季は氷点下になることも多く、四季折々の寒暖の差が美しい自然景観を醸し出しています。

図2 2市2町1村の位置



## (2) 歴史・文化

2市2町1村は、豊かな自然環境と貴重な歴史的・文化的遺産、随所に湧出する豊富な温泉など、恵まれた観光資源を基盤として発展してきました。

歴史的には、8世紀末の勝道上人による日光開山以後、山岳信仰の聖地として崇拝されてきた日光に17世紀はじめに徳川家康公の霊廟である東照宮が建立された後は、日光市は二社一寺の門前町として、今市市は、日光街道・例幣使街道・会津西街道の結節点の宿場町として栄えてきました。さらに、藤原町では、17世紀末に鬼怒川温泉が、18世紀初頭には川治温泉が発見され、日本有数の温泉保養地としても発展するようになりました。

また、同じ勝道上人によって開山された足尾町も、庚申講信仰の総本山として多くの信仰を集めていましたが、17世紀初頭に銅鉱脈が発見された後は、日本を代表する銅山として栄え、日本の近代化に大きな功績を残しました。

一方、栗山村は、平家の落人により集落が築かれたともいわれ、平家杉や平家塚などの史跡が残されているほか、湯西川や奥鬼怒温泉郷をはじめとする温泉保養地としても栄えてきました。

## (3) 人口と世帯数

2市2町1村の総人口は、平成7年以降減少傾向に転じており、平成12年国勢調査によると、総人口は、98,143人となっています。一方、世帯数は、一貫して増加傾向で推移し、平成12年国勢調査では33,684世帯となっており、1世帯当たり人数は2.91人と3人を割っており、核家族化が進行していることがうかがえます。

市町村別にみると、今市市では人口が増加し続けているのに対し、その他の市町村では人口が減少しており、平成12年の人口を昭和60年と比較すると、足尾町では31.7%、栗山村と日光市ではそれぞれ19.7%減少しています。

年齢別構成をみると、平成12年国勢調査では、高齢化率は21.3%となっており、県平均(17.2%)、全国平均(17.3%)に比べて、より早いペースで高齢化が進んでいることが明らかになっています。特に、足尾町では3人に1人が、栗山村や日光市では4人に1人が65歳以上となっています。一方で、一人の女性が一生の間に生むであろう子どもの数の平均(合計特殊出生率)は、平成14年には、今市市では県平均(1.40)を上回っているものの、足尾町、藤原町、栗山

村、日光市では県平均を下回っており、現在の人口を維持するために必要とされる基準（2.08）とは大きくかけはなれています。また、年少人口の割合は14.6%となっており、全国平均（14.6%）と同程度の割合となっていますが、生産年齢人口の割合（64.2%）は、県平均（67.5%）、全国平均（67.9%）よりも約3ポイント低くなっています。

表2 2市2町1村の人口及び世帯の推移

	昭和60年 (1985年)	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成12年	
					県平均	全国平均
年少人口 (0～14歳) (構成比)	19,424人 (20.1%)	16,965人 (17.5%)	15,992人 (16.0%)	14,286人 (14.6%)	15.3%	14.6%
生産年齢人口 (15～64歳) (構成比)	64,800人 (67.1%)	64,957人 (67.1%)	65,950人 (66.0%)	62,986人 (64.2%)	67.5%	67.9%
老年人口 (65歳以上) (構成比)	12,410人 (12.8%)	14,880人 (15.4%)	18,046人 (18.0%)	20,871人 (21.3%)	17.2%	17.3%
計	96,634人	96,859人	99,988人	98,143人		
世帯数	28,999世帯	30,186世帯	33,176世帯	33,684世帯		
1世帯あたりの人数	3.33人	3.21人	3.01人	2.91人		

注：計には年齢不詳を含むため各年齢層合計に一致しない場合があります。

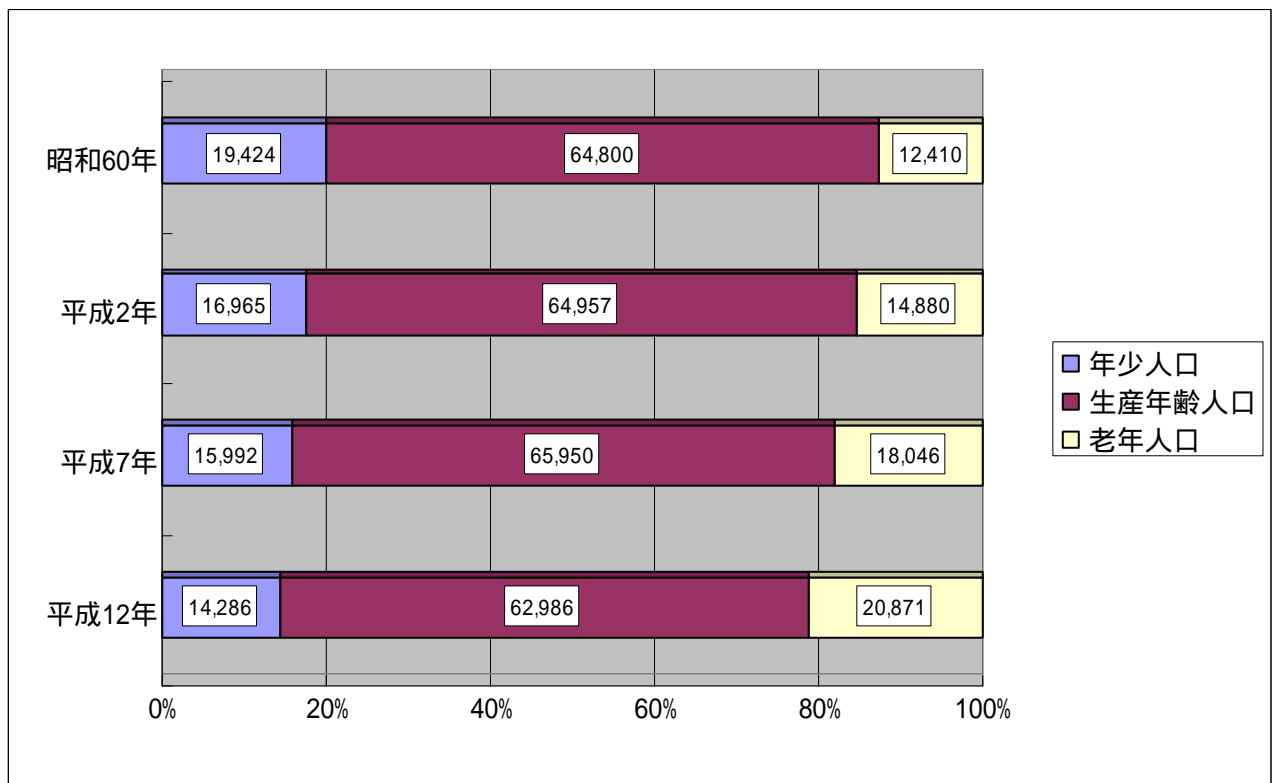
(資料：国勢調査)

表3 合計特殊出生率の推移

	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
今市市	1.46	1.39	1.42	1.41
足尾町	1.34	1.25	1.36	1.39
藤原町	1.13	1.35	1.37	1.37
栗山村	1.57	1.24	1.46	1.38
日光市	1.30	1.50	1.42	1.36
県平均	1.41	1.48	1.48	1.40
全国平均	1.34	1.36	1.33	1.32

(資料：人口動態調査)

図3 2市2町1村の年齢構成別人口の推移



#### (4) 土地利用

2市2町1村の土地利用の状況は、森林面積が全体の85%以上を占めており、水田、畑などの農用地の占める割合は約4%、宅地の占める割合は約2%となっています。

また、農用地の約80%、宅地の約50%が今市市に集中しています。

#### (5) 産業

2市2町1村の就業人口は、平成7年までは増加傾向で推移してきましたが、それ以降は総人口の推移同様に減少傾向に転じ、平成12年国勢調査では51,068人となっています。就業構成は、第一次産業及び第二次産業の構成比では県平均を下回っているものの、第三次産業では県平均を上回っており、全体的に全国平均の就業バランスに近い比率となっています。

表4 就業人口の推移

	昭和60年 (1985年)	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成12年	
					県平均	全国平均
第一次産業 (構成比)	4,711人 (9.3%)	3,791人 (7.3%)	3,179人 (5.9%)	2,807人 (5.5%)	7.2%	5.0%
第二次産業 (構成比)	17,197人 (34.1%)	16,996人 (32.9%)	16,450人 (30.6%)	15,251人 (29.9%)	36.0%	29.5%
第三次産業 (構成比)	28,515人 (56.5%)	30,746人 (59.6%)	33,968人 (63.3%)	32,871人 (64.4%)	56.1%	64.3%
計	50,455人	51,625人	53,680人	51,068人		
総人口	96,634人	96,859人	99,988人	98,143人		
就業率	52.2%	53.3%	53.7%	52.0%		

注：計には分類不詳を含むため各産業合計に一致しません。

(資料：国勢調査)

#### (農業)

農業は、今市市、藤原町、日光市の平坦部における水田稲作や畜産、花き栽培が主体で、藤原町の一部では高冷地野菜の栽培も盛んとなっています。

平成13年の農業粗生産額は8億6千万円となっていますが、農家戸数、経営耕地面積、農業粗生産額は、いずれも減少傾向にあり、今後もこの傾向が続くもの



と予想されています。また、農業従事者の高齢化も進展しており、後継者の確保や新しい特産品の開発などが課題となっています。

### （林業）

林野面積は平成14年3月31日現在で1,258.68 km<sup>2</sup>であり、総面積の8割を超えています。林野面積のうち6割以上を国有林が占め、大半が日光国立公園内にあり、観光・レクリエーション的な性格も強いことから、自然環境の保護との並存が重要視されています。

民有林については、林業を営む多くが小規模経営であるため、経営の近代化・高度化が遅れているほか、さらに、高齢化の進展に伴う後継者不足などの問題に直面しています。

### （水産業）

水産業は、鬼怒川や大谷川をはじめとする多くの河川や中禅寺湖、湯の湖、五十里湖、川俣湖などの湖沼に恵まれ、内水面漁業には、有利な条件を有しています。

今後はこれらの恵まれた条件を活かし、観光に結びついた内水面漁業を推進していく必要があります。

### （鉱工業）

鉱工業は、中小規模の事業所が大部分を占め、ここ数年製造品出荷額は伸び悩み、平成13年の製造品出荷額は2,451億円と、県内の他市に比べて低い位置にあります。

また、近年、当地域が有する豊富で高品質の水を背景として、食品関連会社数社が今市市に進出していますが、平成8年に分譲を開始した大日光（轟）工業団地には、経済不況などの影響により未だ工場が建設されていない状況にあります。

今後は、異業種交流の促進などによる地場産業の振興、新産業の創出、若者等が安心できる雇用の場を確保するための優良企業の誘致などが必要となっています。

### （商業）

商業は、今市市が中心で、主要幹線道路沿いへの大型店・中型店の出店により盛況な面もありますが、宇都宮市、鹿沼市などへ消費が流出する傾向もみられます。

また、個人商店が多い今市市の中心商店街では、TMOが設立され、商店街活性化への取り組みが始められており、商業のみならず、人や文化の交流の場としても期待されています。

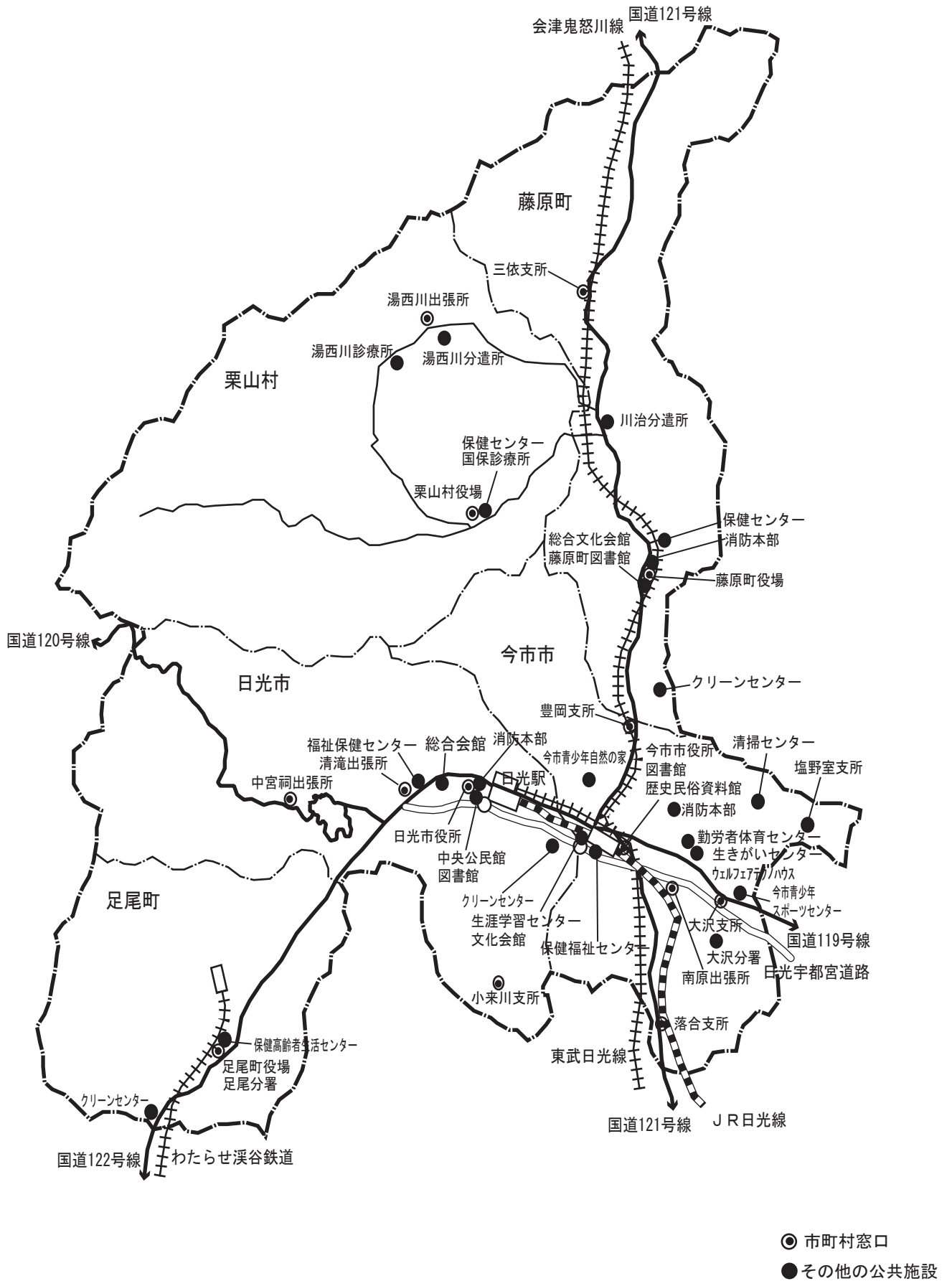
TMO（タウンマネジメント機構）：市民、行政、商店など地域を構成する人々からなる中心市街地活性化に取り組む機関をいう。

### （観光）

2市2町1村の区域は、世界に類のない日光国立公園の豊かな自然環境や、世界遺産にも登録された「日光の社寺」、杉並木街道などの歴史的・文化的遺産、鬼怒川、川治、湯西川、川俣、日光湯元などの温泉資源、銅山観光などの観光資源に恵まれ、観光が重要な産業として発展してきました。

しかし、平成5年に1,700万人を超えていた観光入り込み客数は、平成14年には1,170万人になるなど、年々減少傾向で推移しており、観光ニーズに即応した魅力ある観光地づくりが求められています。

図5 2市2町1村の主要公共施設



## (6) 生活

### (住民活動)

2市2町1村では、これまで自治会や老人クラブ、婦人会などにより、道路・公園の清掃をはじめ、交通安全運動、花いっぱい運動などの自主的なまちづくりが進められてきましたが、近年、子どもの一時預かりや在宅介護支援施設の運営など、ボランティアやNPOの活動が広がりを見せており、地域住民と行政との協働によるまちづくりが進められています。

NPO：行政と企業から独立し、あらゆる分野における営利を目的としない民間組織をいう。

### (道路・交通網)

2市2町1村の道路網は、日光宇都宮道路をはじめ、2市2町1村を縦横に走る国道と主要地方道が基幹道路となり、これに連結する市町村道が網目状に配置されています。観光シーズンには、国道の交通渋滞が著しいため、既存道路の再整備や新規ルートの開設、交通ターミナルとしての大規模駐車場の確保などが課題となっています。

鉄道は、県都宇都宮市と日光市を結ぶJR日光線、群馬県桐生市と足尾町を結ぶわたらせ渓谷鉄道、東京浅草と日光市・藤原町を結ぶ東武日光・鬼怒川線、藤原町と福島県田島町を結ぶ野岩鉄道会津鬼怒川線の5線があります。また、バスは、民間3社と市町村営バスによって運行され、地域住民に密着した輸送機関として重要な役割を果たしています。

### (医療・福祉施設)

医療施設については、一般病院が9施設、一般診療所が35施設、歯科診療所が40施設となっていますが、重症救急患者の医療を担う2次救急医療に対応する拠点病院が今市市、藤原町に偏り、また、それらの拠点病院には小児科医が常勤していないなど内的な問題を抱えています。

福祉施設については、保育所が23施設あり、保育所の入所待機児童はいませんが、子育て支援センターが1か所、放課後児童クラブも30小学校のうち17校で設置しているにすぎません。

また、在宅介護支援センターは全体で9施設ありますが、介護老人保健施設は4施設、特別養護老人ホームは5施設にとどまるなど、本格的な高齢社会の到来に向け、施設の拡充が求められるとともに、福祉施策の充実が今後の課題の一つとなっ

ています。

### (生活環境施設)

平成13年度公共施設状況調査では、2市2町1村の市町村道舗装率は、58.5%であり、県平均(77.8%)を下回っており、全体に生活道路の整備が遅れています。

水道給水人口比率は、95.7%と県平均(92.3%)よりも高い状況にあります。

また、下水道や合併処理浄化槽などの普及率(汚水処理施設整備率)については、今市市では66.6%、日光市では64.0%と県平均(59.1%)を超えているものの、足尾町、藤原町、栗山村では、それぞれ、15.0%、56.0%、27.9%となっています。

ごみ処理については、収集率は100%であり、衛生処理率もすべての市町村で県平均(73.6%)を上回っています。

### (消防・防災)

消防施設については、今市市、藤原町がそれぞれ単独で消防本部を設置しているほか、日光市と足尾町では日光地区消防組合を設置し、栗山村では藤原町に消防業務を委託しています。2市2町1村の地域にはそれぞれ消防団が設置されていますが、消防団員については、5市町村とも定数に達しない状況にあり、人材の確保が大きな課題となっています。また、今市市、足尾町及び日光市においては、自治会単位に災害に対して組織的に行動する自主防災組織を結成しています。

### (教育関連施設)

学校教育施設は、小学校が30校、中学校が17校ありますが、老朽化した施設の改修や情報化などに対応した設備の充実が課題となっています。

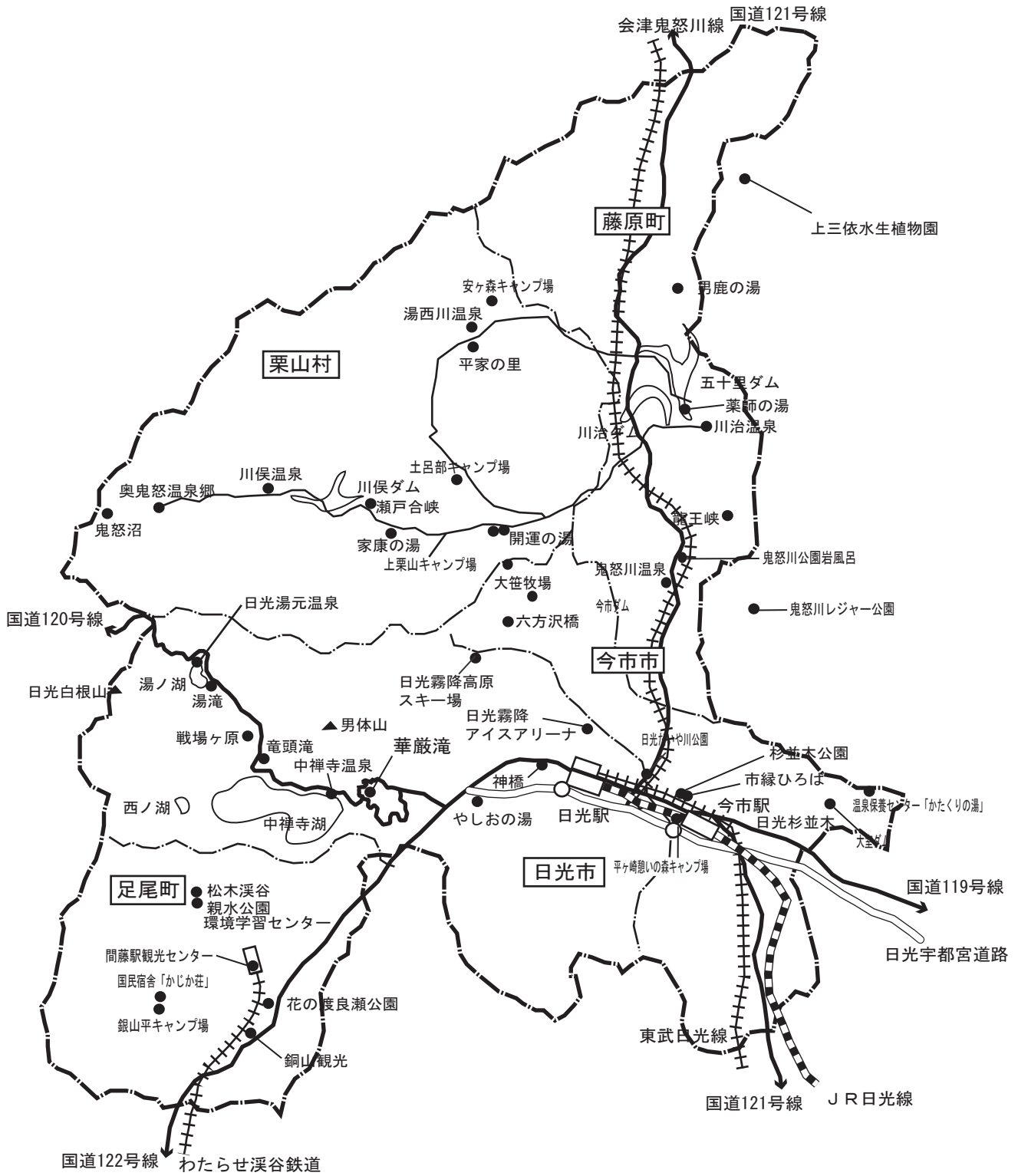
生涯学習施設、スポーツ施設などは整備が進められ、徐々に充実してきており、全体で公民館は17館、公共スポーツ施設は88施設ありますが、今後、住民自治の中核を担うコミュニティセンターについては、整備が遅れている状況にあります。また、公共の図書館については足尾町、栗山村で未整備となっています。

### (情報化)

情報化社会の進展に伴い、高速インターネット環境の整備などが進められています。新市においても、本庁と支所において同等の窓口サービスが提供できるよう、

光ファイバーケーブル等の高速大容量通信網の整備など、I T行政の推進、電子自治体等の実現に向け、さらなる基盤整備が求められます。

図4 2市2町1村の主要観光資源



## 2 既存計画における2市2町1村の位置付け

### (1) 新市を構成する2市2町1村の振興計画における発展方向

2市2町1村の振興計画を見ると、いずれの市町村においても、豊かな自然環境を背景とした快適な生活環境の整備や観光の振興などを、まちづくりの基本として位置づけており、2市2町1村のまちづくりの理念が共通していることがわかります。

区分	将来像	基本目標（基本施策）
今市市	オアシス都市・今市創造プラン21 水と緑と花にあふれた潤いある 快適な公園都市をめざして	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オアシス都市の基礎づくり</li> <li>・快適な生活環境都市づくり</li> <li>・支えあう福祉・健康都市づくり</li> <li>・個性あふれる生涯学習都市づくり</li> <li>・活力ある産業都市づくり</li> </ul>
足尾町	銅山の歴史と豊かな自然を活かした 活力あるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・銅山の歴史と豊かな自然を活かし、全町地域博物館化構想（エコミュージアム構想）を推進する町づくり</li> <li>・道路や住環境の向上をめざし暮らしやすい町づくり</li> <li>・保健・福祉・介護・医療が一体となった健康な町づくり</li> <li>・産業活動が活発な町づくり</li> <li>・高度情報化社会に対応した町づくり</li> <li>・教育文化の向上をめざした町づくり</li> <li>・町民の連帯感を高める町づくり</li> <li>・豊かな自然と共生し環境にやさしい町づくり</li> <li>・観光客に潤いとやすらぎを与える町づくり</li> </ul>
藤原町	心のまち文化のまち観光のまち藤原 あたたかさとのしさにあふれ ときめくよるこびにみちたまち	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こころの豊かさ・よるこびづくり</li> <li>・みんなの健康・あんしんづくり</li> <li>・まちの基盤・あんぜんづくり</li> <li>・くらしの環境・うるおいづくり</li> <li>・まちの活力・ときめきづくり</li> </ul>
栗山村	森と湯の恵を活かしひと光る村へ これまでの100年 これからの100年を育む栗山村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・村の環境資源を活かし、安全で便利な暮らしの基盤をつくる</li> <li>・村の住み心地を良くする</li> <li>・健康で生き生き暮らせる村をつくる</li> <li>・村に活力をもたらすひとを育てる</li> <li>・恵まれた村の自然を活かす産業を興す</li> <li>・村の行財政を効率的に運営し、地域間の交流を図る</li> <li>・身近な地域から村民参加の村づくりを進める</li> </ul>
日光市	光あふれる 国際リゾート文化都市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然と人間の秩序ある健全な共生を確立する</li> <li>・快適で住みやすい生活環境をつくる</li> <li>・健康でやさしさのある暮らしをつくる</li> <li>・市民の生きがいづくりと創造性あふれる教育・文化を育む</li> <li>・賑わいと活力ある産業活動をつくる</li> <li>・信頼ある支えあいの地域社会をつくる</li> </ul>



## (2) 日光地区新広域市町村圏計画における発展方向

2市2町1村が設置した日光地区広域行政事務組合では、平成8年3月に「日光地区新広域圏市町村計画」を策定し、圏域（2市2町1村）の総合的、一体的な振興を図っています。

### 圏域の将来像

連帯と協調で築く人に優しい広域圏

### 基本目標

- ・安全で住みよい生活基盤づくり
- ・個性的で快適な共同都市づくり
- ・健康で心豊かな人づくり
- ・高度で希望あふれる産業づくり
- ・合理的な行政運営の基礎づくり

## (3) 栃木県総合計画「とちぎ21世紀プラン」における位置付けと発展方向

栃木県が平成13年3月に策定した「とちぎ21世紀プラン」では、「世界に開かれた『国土交流拠点とちぎ』」を目指して、県内に7つのゾーンを設定し、自立的な地域づくりを進めることとしています。

この中で、この地域は「日光みどりと文化ゾーン」として位置付けられ、次のような施策の発展方向が示されています。

### 地域づくりの考え方

日光国立公園の美しい自然や「日光の社寺」、日光杉並木街道等の世界に誇る文化遺産など国際的な観光・リゾート資源を活かし、人と文化や自然とが交流するゾーンとしての発展を促進します。

### 施策の展開方法

- ・国際観光都市を支える広域交通基盤の整備
- ・観光と地域産業の振興
- ・魅力と活力ある都市基盤の整備
- ・豊かな自然環境や文化遺産の保全・保護
- ・豊かな地域資源と調和した生活環境の整備
- ・自然を活かして人がふれあう交流の促進

### 3 まちづくりの主要課題

#### (1) 少子高齢社会への対応

新市では、県及び全国平均を上回るスピードで少子高齢化が進んでいます。少子高齢化の進行は、子ども自身の健全な成長に対する影響や社会経済の活力低下、コミュニティ機能の低下など、社会全体に様々な影響を及ぼすものです。

このため、子どもを持ちたいと願う人が子育てしながら多様なライフスタイルを実現できるよう、そして、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つことができるよう、子育て環境づくりに積極的に取り組む必要があります。

また、すべての人々が長寿を喜び合い、生涯にわたって充実した生活を送ることができるよう、健康づくりや生きがいづくり、互いに支えあう地域づくりに取り組む必要があります。

#### (2) 魅力ある観光と活力にあふれた産業の振興

新市は、日光国立公園の豊かな自然環境や、世界遺産に登録された「日光の社寺」、杉並木街道などの歴史的・文化的遺産、日本の近代化を支えた足尾銅山に象徴される貴重な産業遺産、数多くの温泉資源など、豊富で多彩な観光資源に恵まれ、我が国を代表する観光・リゾート地域として親しまれてきましたが、近年、人々の価値観・ライフスタイルの多様化、景気の低迷などによる旅行形態の変化の下で、観光入り込み客数は、年々、減少しています。

また、そばや花き、ワサビなどの栽培、<sup>せいすい</sup>清水を活用した食品工業、高原での観光牧場など、地域の特性を活かした産業が盛んになっていますが、農林業や商工業は、全体的に停滞気味で、農業粗生産額や工業出荷額は、近年、減少傾向にあります。

さらに、今市市では、大型店舗の郊外への進出が進み、中心市街地の空洞化が問題となっています。

このため、人々のニーズに対応した観光コースの提案や体験・交流プログラムの開発、PR活動の強化、地場産業との連携などにより、魅力ある観光の振興に取り組むとともに、地域資源の活用や異業種との交流による地場産業の育成、優良企業の誘致などにより、活力にあふれた産業の振興に取り組む必要があります。

また、中心市街地の利便性等を高め、魅力ある市街地の再生を図ることも必要となっています。

### (3) 豊かな自然環境や歴史的・文化的遺産などの保全

新市は、豊かな自然環境や優れた歴史的・文化的遺産などを有しています。これらは、観光・リゾート資源として重要であるばかりでなく、水源のかん養や大気の保全などの公益的機能を担うとともに、人々に精神的なゆとりを与え、また、我が国の産業近代化の歴史を学ばせてくれる、かけがえのない財産であり、後世の人々に確実に引き継いでいかなければなりません。

このため、豊かな自然環境や優れた文化遺産などの保全に積極的に取り組むとともに、行政と住民や事業者が一体となって、環境への負荷の少ない循環型の社会づくりに取り組む必要があります。

### (4) 地域の均衡ある発展

新市を構成する2市2町1村は、豊かな自然環境を背景に、快適な生活環境の整備や観光の振興を図るなど、共通の理念の下にまちづくりを進めてきましたが、新市の面積は広大で、個々の地域には、それぞれの特性があります。地形的にも、平坦地域から山岳地域まで大きな起伏があり、交通の利便性などにも、大きな差異が見られます。

合併の効果を最大限に発揮させ、人々に合併して良かったと実感していただくためには、それぞれの地域の個性を活かしながら、地域の均衡ある発展を図ることが必要です。

このため、住民の利便性や地域間のバランス、新市の財政事情などを考慮しながら、公共施設の配置や公共交通網（広域的な道路）の整備、ITを活用した行政サービスの提供などに取り組むとともに、地域住民の意向を行政に反映させるような新たな仕組みづくりについても検討する必要があります。

### (5) 次代を担う人材の育成と定住対策の強化

近年、足尾町、栗山村などでは、少子高齢化の進行に加えて、若年層の流出が進んでいます。

「人」は、すべての活動の源泉であり、活力と魅力にあふれた地域づくりを進めるためには、豊かな感性や創造性、自立性などに富んだ人材を育てていく必要があります。

このため、一人ひとりの個性を伸ばす教育の推進や、心豊かでたくましい青少年の育成、ライフステージに対応した多様な学習機会の提供などに取り組むとともに、若者が地域にいつまでも住み続けたいと感じられる魅力や愛着心を育めるよう、下水道や生活道路の整備などの快適な生活環境の整備や、安定的な就労の場の確保、出会いの機会の提供などに努める必要があります。

#### **(6) 行政基盤の強化と住民との協働によるまちづくりの推進**

2市2町1村は、合併によって行財政の効率化を図ることが可能となるといえ、少子高齢化の進行や長引く景気の低迷、さらには地方交付税、国庫支出金の削減など、依然として、厳しい財政状況に置かれています。

このため、行財政運営の一層の効率化により、行財政基盤の強化に取り組むことが必要となっています。また、住民の“自分たちの地域は自分たちでつくる”という意識の醸成に努めるとともに、住民が主体的に地域を創造していけるよう、住民との協働によるまちづくりを推進していく必要があります。

### 第3章 主要指標の見通し

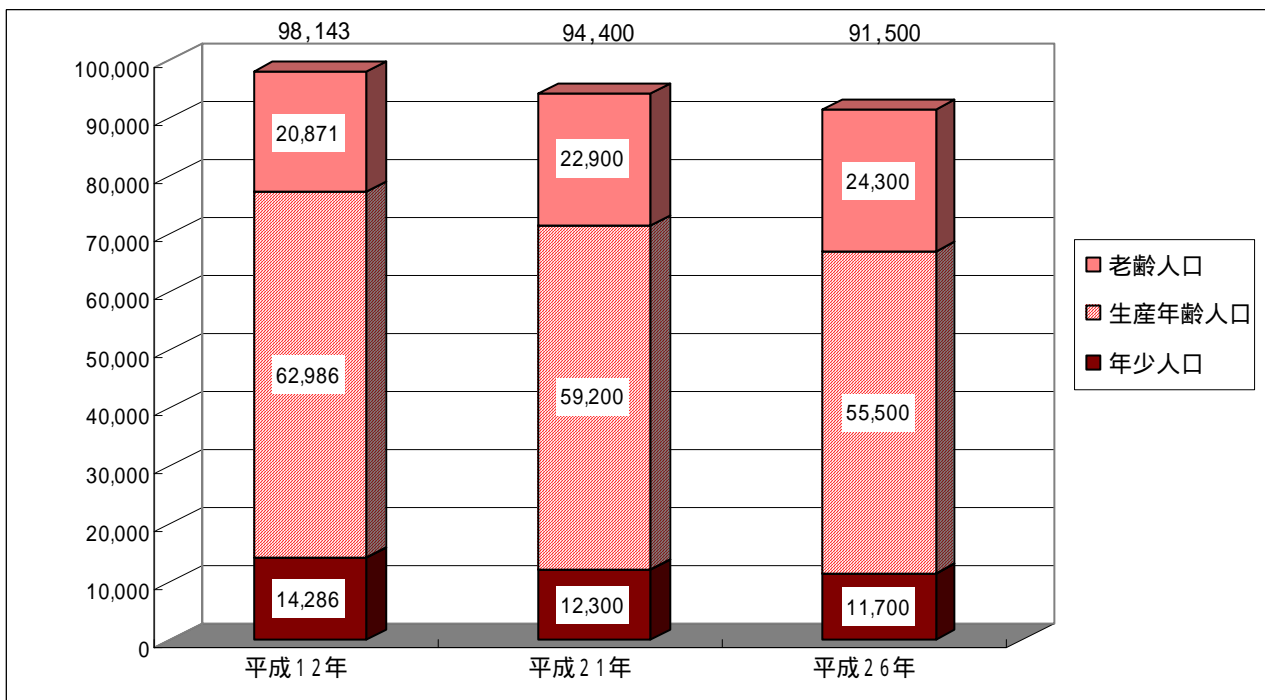
#### 1 新市の人口及び世帯数の見通し

新市の人口及び世帯数を、昭和60年から平成12年までの4回の国勢調査の結果に基づいて予測すると、人口については、平成12年の98,143人から減少傾向で推移し、平成26年には91,500人になるものと推計されます。

その年齢階層別人口は、年少人口(0~14歳)が11,700人(構成比12.8%)、生産年齢人口(15~64歳)が55,500人(同60.7%)、老年人口(65歳以上)が24,300人(同26.5%)と推計されます。

世帯数については、35,570世帯になると推計されます。

図6 新市の人口の見通し



注：人口予測はセンサス変化率法(コーホート法)によります。また、世帯数は、人口と同じく4回の国勢調査結果に基づき回帰式による予測から、よりなだらかな変化を示す値を採用してあります。

表4 新市の人口の見通し

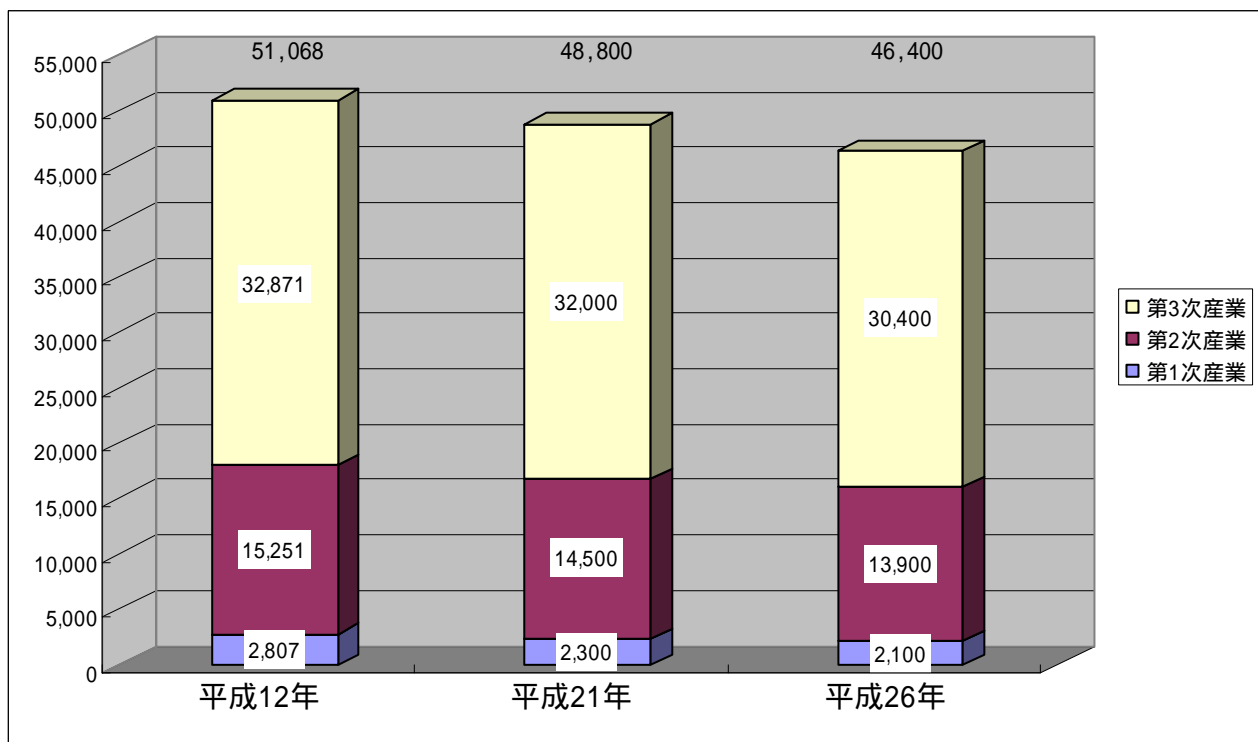
	平成 12 年 (2000 年)	平成 21 年 (2009 年)	平成 26 年 (2014 年)	比較	
				H21/H12	H26/H12
総人口	98,143 人 (100.0%)	94,400 人 (100.0%)	91,500 人 (100.0%)	96.2%	93.2%
年少人口 (14 歳以下)	14,286 人 (14.6%)	12,300 人 (13.0%)	11,700 人 (12.8%)	86.1%	81.9%
生産年齢人口 (15 歳～64 歳)	62,986 人 (64.2%)	59,200 人 (62.7%)	55,500 人 (60.7%)	94.0%	88.1%
老年人口 (65 歳以上)	20,871 人 (21.3%)	22,900 人 (24.3%)	24,300 人 (26.5%)	109.7%	116.4%
世帯数	33,684 世帯	34,990 世帯	35,570 世帯	103.9%	105.6%
一世帯あたりの人数	2.91 人	2.70 人	2.57 人	-	-

## 2 新市の就業人口の見通し

平成26年における新市の就業者数は、少子化の進行を反映して、46,400人と推計されます。

その就業構造については、第一次産業就業者が2,100人、第二次産業就業者が13,900人、第三次産業就業者が30,400人と見込みます。それぞれの構成比は、4.5%、30.0%、65.5%となります。

図7 新市の就業人口の見通し



注：平成12年の就業者総数には、分類不明者を含みます。

就業者総数は、平成12年の対生産年齢人口比に、予測年度の生産年齢人口を掛けて求めてあります。第一産業及び第二次産業人口は、昭和60年から平成12年までの4回の国勢調査結果に基づく回帰式による予測から、よりなだらかな変化を示す値を採用してあります。第三次産業人口は、就業者総数から第一次産業及び第二次産業人口を差し引いて求めてあります。

表5 新市の就業人口の見通し

	平成 12 年 (2000 年)	平成 21 年 (2009 年)	平成 26 年 (2014 年)	比較	
				H21/H12	H26/H12
就業者総数	51,068 人 (100.0%)	48,800 人 (100.0%)	46,400 人 (100.0%)	95.6%	90.9%
第一次産業	2,807 人 (5.5%)	2,300 人 (4.7%)	2,100 人 (4.5%)	81.9%	74.7%
第二次産業	15,251 人 (29.9%)	14,500 人 (29.7%)	13,900 人 (30.0%)	95.1%	91.1%
第三次産業	32,871 人 (64.4%)	32,000 人 (65.6%)	30,400 人 (65.5%)	97.4%	92.5%
総人口	98,143 人	94,400 人	91,500 人	-	-
就業率	52.0%	51.7%	50.7%	-	-





をはじめとする生涯学習の充実、心豊かでたくましい青少年の育成に取り組むとともに、多様な文化・芸術活動を推進します。

## **(2) 健やかでひとにやさしい社会をつくる**

少子高齢化が進行する中で、市民だれもが健康で安心して暮らせるよう、子育て支援、高齢者・障害者の自立支援、健康づくりの推進など、各種の保健福祉施策を推進します。

また、お互いに助け合いながら、住み慣れた地域の中で生き生きと生活できる地域づくりに取り組みます。

## **(3) 魅力と活力にあふれた産業を伸ばす**

豊かな観光資源の活用や地場産業との連携などによる、観光・リゾート産業の活性化や、地域資源の活用や異業種との交流による地場産業の育成、優良企業の誘致などにより、魅力と活力にあふれた産業の振興を図るとともに、就労支援など、地域雇用の安定に努めます。

## **(4) 快適で安全な生活環境をつくる**

上下水道や生活道路の整備など生活環境の整備を図るとともに、豊かな自然・歴史が身近に感じられる住環境の整備や消防・防災・防犯体制の強化に取り組むなど、いつまでも住み続けたいと感じられる快適で安全な生活環境づくりを推進します。

## **(5) かけがえのない自然環境を守る**

豊かな自然や数多くの歴史的・文化的遺産などの保全、継承を図るとともに、環境への負荷の少ない循環型の社会づくりや、自主的な環境保全活動の促進に取り組みます。

## **(6) 行政と市民の協働のまちづくりを進める**

行財政改革の推進により、財政基盤の強化を図るとともに、開かれた行政運営に努め、行政と市民の協働によるまちづくりを推進します。

### 3 地域別整備方針

新市全体としての均衡ある発展を図るため、地理的条件や歴史、産業構造など、地域の特性を踏まえながら、旧市町村の区域を単位として地域別整備方針を定め、計画的に整備を進めます。

(1) 今市地域

(2) 足尾地域

(3) 藤原地域

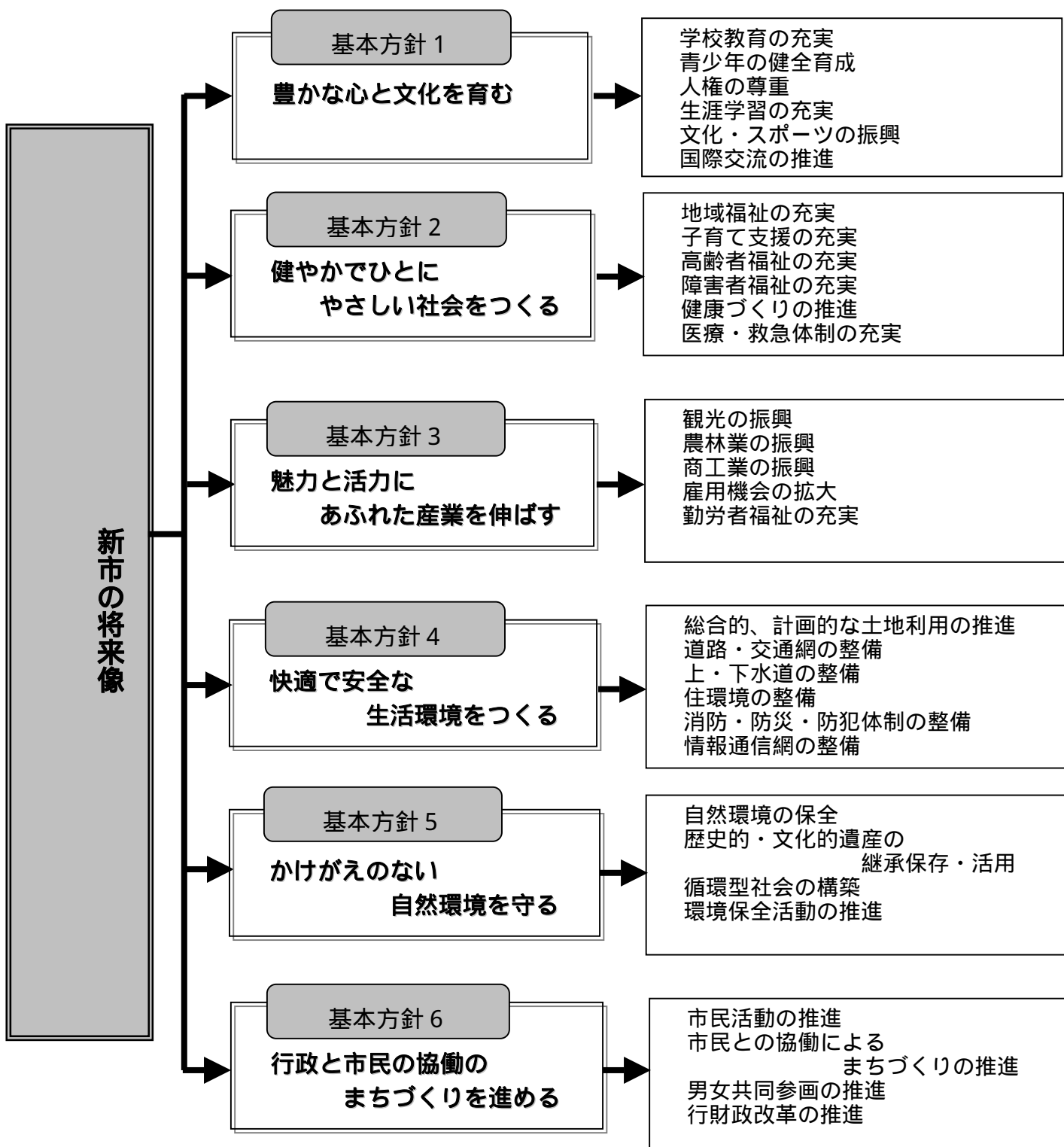
(4) 栗山地域

(5) 日光地域

# 第5章 まちづくりの基本施策

新市の将来像「」の実現のため、まちづくりの方針に沿って総合的な施策の展開を図ります。

図 10 まちづくりの基本施策の体系



## 第6章 重点プロジェクト

新市のめざす将来像「  
」を実現するうえで、特に重点  
的に取り組むべき課題に対応するため、  
つの重点プロジェクトを設定し、各種施  
策を総合的、戦略的に推進していきます。

## 第7章 新市における県事業の推進

栃木県は、新市の将来像である「 」に向けて、新市の一体性を高め均衡ある発展を図るための県事業を推進します。

栃木県は、また、市町村合併特別交付金制度を活用し、合併に伴い発生する緊急かつ特殊な財政事情について新市の負担を軽減するとともに、一体的なまちづくりを支援します。

## 第 8 章 公共施設の統合整備

公共施設の統合整備と適正配置については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう、地域特性や地域バランスに十分に配慮して逐次検討していきます。

また、新たな公共施設の整備にあたっては、財政事情を考慮しながら、事業の効果や効率性について十分検討するとともに、既存施設の有効活用など、効率的な整備に努めます。

なお、旧役場庁舎等については、住民サービスの低下を招かないよう十分配慮し、必要な機能の整備を図っていきます。

## 第9章 財政計画

新市建設計画の主要の事業に係る財源、その他合併特例法に規定する特例措置が適用される期間を勘案し、合併後おおむね10年間とする財政計画を作成します。



新市の名称応募状況（平成16年2月10日現在） 別冊資料

応募総数 1,274通 {

内5市町村管内	1,098通
県内（5市町村内を除く）	135通
県外	41通

}

名称の種類 306種類

名 称	フリガナ	名 称	フリガナ
愛木市	アイギシ	弥栄市	イヤサカシ
愛光市	アイコウシ	いろは市	イロハシ
愛幸福市	アイコウフクシ	オアシス大日光市	オアシスダイニッコウシ
愛晃福市	アイコウフクシ	オアシス都市	オアシストシ
愛杉市	アイスギシ	大 日光市	オオニッコウシ
あいふく市	アイニフクシ	大緑市	オオミドリシ
愛に福市	アイニフクシ	おおるり市	オオルリシ
愛福市	アイフクシ	温川市	オンセンシ
あいふくに市	アイフクニシ	かみきた市	カミキタシ
愛山市	アイヤシ	上都賀市	カミツガシ
相裕市	アイユウシ	上都賀塩谷市	カミツガシオヤシ
葵市	アオイシ	神の杉やしおつつじ下野市	カミノスギヤシオツツジシモツケシ
葵日光市	アオイニッコウシ	川野原市	カワノハラシ
あおぞら市	アオゾラシ	観光市	カンコウシ
青葉市	アオバシ	関東北市	カントウキタシ
暁市	アカツキシ	観明市	カンメイシ
明日見市	アスマシ	きすげ市	キスゲシ
アトム市	アトムシ	北関東区市	キタカントウクシ
アルカディア日光市	アルカディアニッコウシ	北関東市	キタカントウシ
家康市	イエヤスシ	北下野市	キタシモツケシ
いちご市	イチゴシ	北とちぎ市	キタトチギシ
田舎市	イナカシ	北山都市	キタヤマトシ
いまいち市	イマイチシ	鬼怒川市	キヌガワシ
今市市	イマイチシ	きぬ市	キヌシ
今市市日光市	イマイチシニッコウシ	鬼怒市	キヌシ
今市日光市	イマイチニッコウシ	鬼怒日光市	キヌニッコウシ
いまいちばん市	イマイチバンシ	きぬひかり市	キヌヒカリシ
今東市	イマトウシ	きみさと市	キミサトシ
今成市	イマナリシ	今日藤市	キョウトウシ
今晃市	イマニチシ	清河市	キヨカワシ
今日市	イマニチシ	清市	キヨシ
今日光市	イマニッコウシ	雪花菜市	キラズシ
霧降市	キリフリシ	日光ふくあい市	シモツケシ
銀嶺市	ギンレイシ	下野栃木市	シモツケトチギシ

名 称	フリガナ	名 称	フリガナ
グランドイン日光市	グランドインニッコウシ	しもつけ日光市	シモツケニッコウシ
けごん市	ケゴンシ	下野日光市	シモツケニッコウシ
華巖市	ケゴンシ	下野八汐市	シモツケヤシオシ
けっこう市	ケッコウシ	新しいまち市	シンイマイチシ
月光市	ゲッコウシ	新幸市	シンコウシ
県北市	ケンボクシ	新晃市	シンコウシ
香花市	コウカシ	新合市	シンゴウシ
光彩市	コウサイシ	新世日光市	シンセイニッコウシ
晃宿市	コウジュクシ	新星日光市	シンセイニッコウシ
光葉市	コウバシ	新生日光市	シンセイニッコウシ
晃明市	コウメイシ	新勢和市	シンセイワシ
晃明市	コウメイシ	新世界市	シンセカイシ
晃陽市	コウヨウシ	新出市	シンデシ
紅葉市	コウヨウシ	新栃木北市	シントチギキタシ
幸楽市	コウラクシ	神日光互市	シンニッコウゴシ
晃麓市	コウロクシ	しんにっこう市	シンニッコウシ
幸和市	コウワシ	新日光市	シンニッコウシ
五郷日光市	ゴキョウニッコウシ	神日光市	シンニッコウシ
五光市	ゴコウシ	神領市	シンリョウシ
五晃市	ゴコウシ	皇海市	スカイシ
五郷招福市	ゴゴウショウフクシ	杉男市	スギオシ
小玉市	コダマシ	杉市	スギシ
晃今川市	コマガワシ	すぎなみき市	スギナミキシ
こもれび市	コモレビシ	杉なみき市	スギナミキシ
五葉市	ゴヨウシ	杉並木市	スギナミキシ
今日輪市	コンニチワシ	すぎなみ市	スギナミシ
西京市	サイキョウシ	杉並市	スギナミシ
西光市	サイコウシ	杉並日光市	スギナミニッコウシ
幸野美日光市	サチノミニッコウシ	杉並野市	スギナミノシ
猿市市	サルイチシ	杉の里市	スギノサトシ
三猿市	サンザルシ	杉野市	スギノシ
燦燦萌える日光市	サンサンモエルニッコウシ	杉ノ日光市	スギノニッコウシ
燦燦湯の郷市	サンサンユノサトシ	杉ハナ市	スギハナシ
サンシャイン日光市	サンシャインニッコウシ	杉山市	スギヤマシ
しもつけ市	シモツケシ	すみよい市	スミヨイシ
下野市	シモツケシ	すみれ市	スミレシ
清楽市	セイラクシ	日鬼市	ニッキシ
清流市	セイリュウシ	日光あい市	ニッコウアイシ
世界遺産市	セカイイサンシ	日光あいふく市	ニッコウアイフクシ

名 称	フリガナ	名 称	フリガナ
世界日光市	セカイニッコウシ	日光愛福市	ニッコウアイフクシ
せせらぎ市	セセラギシ	日光葵市	ニッコウアオイシ
せせらぎ日光市	セセラギニッコウシ	日光あけぼの市	ニッコウアケボノシ
瀬谷市	セタニシ	日光今市市	ニッコウイマイチシ
全日光市	ゼンニッコウシ	日光今市藤原市	ニッコウイマイチフジハラシ
尊徳市	ソントクシ	日光園市	ニッコウエンシ
大自然市	ダイシゼンシ	日光おあしす市	ニッコウオアシスシ
大清水市	ダイシミズシ	日光街道市	ニッコウカイドウシ
広日光市	ダイニッコウシ	日光キスゲ市	ニッコウキスゲシ
大にっこう市	ダイニッコウシ	日光鬼怒川温泉市	ニッコウキヌガワオンセンシ
大日光市	ダイニッコウシ	日光きぬがわ市	ニッコウキヌガワシ
大谷川市	ダイヤガワシ	日光きぬ川市	ニッコウキヌガワシ
だいや市	ダイヤシ	日光鬼怒川市	ニッコウキヌガワシ
太陽市	タイヨウシ	日光きぬ市	ニッコウキヌシ
宝市	タカラシ	日光霧降市	ニッコウキリフリシ
中禅寺市	チュウゼンジシ	日光国立市	ニッコウクニタチシ
翼市	ツバサシ	日光くるみ市	ニッコウクルミシ
東照宮市	トウショウグウシ	日光けごん市	ニッコウケゴンシ
東照市	トウショウシ	日光広域市	ニッコウコウイキシ
徳川市	トクガワシ	日光公園市	ニッコウコウエンシ
栃木八汐市	トチギヤシオシ	日光五郷市	ニッコウゴキョウシ
なかよし市	ナカヨシシ	日光五晃市	ニッコウゴコウシ
なみき市	ナミキシ	日光五市	ニッコウゴシ
なみ木市	ナミキシ	日光木霊市	ニッコウコダマシ
並木市	ナミキシ	日光五同市	ニッコウゴドウシ
なんたい市	ナンタイシ	日光五平和市	ニッコウゴヘイワシ
男体市	ナンタイシ	日光五葉市	ニッコウゴヨウシ
男体清流市	ナンタイセイリユウシ	日光五和市	ニッコウゴワシ
男体中市	ナンタイナカシ	日光栄市	ニッコウサカエシ
男体日光市	ナンタイニッコウシ	日光山水市	ニッコウサンスイシ
西とちぎ市	ニシトチギシ	日光さんろく市	ニッコウサンロクシ
西山市	ニシヤマシ	にっこう市	ニッコウシ
日宮市	ニチグウシ	二荒市	ニッコウシ
日輪市	ニチリンシ	日五市	ニッコウシ
日連市	ニチレンシ	日光市	ニッコウシ
日公市	ニッコウシ	府上市	フカミシ
日晃市	ニッコウシ	ふくあい日光市	フクアイニッコウシ
日光しもつけ市	ニッコウシモツケシ	藤足市	フジナリシ
日光下野市	ニッコウシモツケシ	二荒市	フタラシ

名 称	フリガナ	名 称	フリガナ
日光しん伍市	ニッコウシンゴシ	ふるさと市	フルサトシ
日光水森市	ニッコウスイシンシ	故郷市	フルサトシ
日光杉並木今市市	ニッコウスギナミキイマイチ	ふれあいのくに市	フレアイノクニシ
日光すぎなみき市	ニッコウスギナミキシ	平成日光市	ヘイセイニッコウシ
日光杉並木市	ニッコウスギナミキシ	報徳市	ホウトクシ
日光すぎなみ市	ニッコウスギナミシ	豊緑市	ホウリョクシ
日光杉並市	ニッコウスギナミシ	北都市	ホクトシ
日光都市	ニッコウトシ	真心市	マゴコロシ
日光栃の葉市	ニッコウトチノハシ	三岐市	ミキシ
日光並木市	ニッコウナミキシ	美杉市	ミスギシ
日光男体市	ニッコウナンタイシ	水綺市	ミズキシ
日光麓市	ニッコウフモトシ	水の郷市	ミズノサトシ
日光三街道市	ニッコウミカイドウシ	緑川市	ミドリカワシ
日光みやび市	ニッコウミヤビシ	みどり市	ミドリシ
日光みらい市	ニッコウミライシ	緑市	ミドリシ
日光やしお市	ニッコウヤシオシ	みどりの川市	ミドリノカワシ
日光山並市	ニッコウヤマナミシ	緑山市	ミドリヤマシ
日光連山市	ニッコウレンザンシ	南日光市	ミナミニッコウシ
日光連峰市	ニッコウレンボウシ	南やしお市	ミナミヤシオシ
ニッコリ市	ニッコリシ	宮日光市	ミヤニッコウシ
にっこり市	ニッコリシ	美山市	ミヤマシ
日照湖自市	ニッショウコジシ	未来市	ミライシ
ニューサンライト市	ニューサンライトシ	みらい日光市	ミライニッコウシ
ニュー日光市	ニューニッコウシ	めいび市	メイビシ
花咲市	ハナサキシ	明日市	メイビシ
花水木市	ハナミズキシ	明美市	メイビシ
はばたき市	ハバタキシ	萌える大地日光市	モエルダイチニッコウシ
汎日光市	ハンニッコウシ	紅葉市	モミジシ
ひかり市	ヒカリシ	やしお市	ヤシオシ
孤独じゃない市	ヒトリジャナイシ	八汐市	ヤシオシ
日の光あふるる市	ヒノヒカリアフルルシ	やすらぎ市	ヤスラギシ
ひのひかり市	ヒノヒカリシ	やまなみ市	ヤマナミシ
日の光市	ヒノヒカリシ	弥生市	ヤヨイシ
日の本市	ヒノモトシ	優日光市	ユウニッコウシ
夢路市	ユメジシ		
夢日光市	ユメニッコウシ		
ようめいもん市	ヨウメイモンシ		
良市	ヨシ		
楽市	ラクシ		

